

平成26年第9回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成26年12月15日（月曜日）

議事日程（第5号）

平成26年12月15日（月）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 議案第156号から議案第169号まで

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者	原田道夫君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	渡辺竜五君	行政改革課長	本間聡君
世界遺産推進課長	安藤信義君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	計良隆弘君	交通政策課長	渡邊裕次君

市民生活課	村川一博君	稅務課長	川上達也君
環境対策課	名畑匡章君	社會福祉課	鍵谷繁樹君
高齢福祉課	後藤友二君	農林水産課	山本雅明君
観光振興課	濱野利夫君	産業振興課	市橋秀紀君
建設課長	金田一則君	下水道課	和倉永久君
學校教育課	吉田泉君	社會教育課	大橋幸喜君
両津病院管理	小路昭君	選挙管理委員会	小林泰英君
監査委員	菊地誠君	農業委員会	長敏宏君
消防長	深野俊之君	危機管理	坂田和三君
契約管理	伊藤浩二君	庁舎整備	鈴木一郎君
国営かんぱい推進	北嶋富夫君		

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

平成26年第9回（12月）定例会 一般質問通告表（12月15日）

順	質 問 事 項	質 問 者
13	<p>1 男女共同参画推進について</p> <p>(1) 計画の進捗状況について</p> <p>(2) 市職員の育児休暇及び介護休暇の取得状況、市における女性管理職が占める割合について</p> <p>(3) 女性相談について</p> <p>2 図書館行政と学校図書館支援、子育て支援、市民の暮らし支援、起業支援</p> <p>(1) 市内の学校図書館における図書館司書の役割について</p> <p>(2) 図書館活動と子育て支援の連携について</p> <p>(3) 攻めの図書館活動としての市民の暮らし支援、起業支援の推進について</p> <p>(4) 来年度に向け、正規職員を増やす必要について</p> <p>3 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行について</p> <p>(1) 市長と教育委員会の関係について</p> <p>(2) 市長と新教育長の関係について</p> <p>(3) 教育委員会と新教育長について</p> <p>(4) 教育委員について</p> <p>(5) 大綱について</p> <p>(6) 総合教育会議について</p> <p>4 外部への佐渡観光等の情報発信戦略について</p> <p>(1) 観光案内と食の案内としての地産地消の発信など横の連携強化を</p> <p>(2) 佐渡観光総合情報発信事業の映像アーカイブ事業の充実を</p> <p>5 NPO法人に対する指導・監督について</p> <p>(1) 平成25年度の事業報告書、会計財産目録、会計収支計算書について</p> <p>(2) NPO法第41条及び第42条に照らした指導・監督について</p> <p>6 平成23年度県緊急雇用創出事業について</p> <p>(1) 全18事業のヒヤリング事業について</p> <p>(2) 全18事業の伺い及び決裁の手続きの状況について</p> <p>7 願地区小規模治山工事における架空請求事件の原因究明について</p> <p>(1) 当初見積書の問題について</p> <p>(2) 工事変更（索道設置）に伴う増額の承認の手続きの問題について</p> <p>8 島内の動物愛護の現況と今後の考え方について</p> <p>(1) 島内に捨てられている猫の現況について</p> <p>(2) 去勢、避妊手術にかかる費用への市の助成金の考え方について</p>	<p>荒 井 眞 理</p>
14	<p>1 市長・教育長見解を問う</p>	<p>近 藤 和 義</p>

順	質 問 事 項	質 問 者
14	<ul style="list-style-type: none"> (1) 北朝鮮の拉致問題 (2) 中国漁船のサンゴ密漁問題 (3) 東京裁判 (4) 首相の靖国神社参拝 <ul style="list-style-type: none"> 2 新設される「人口減少対策室」の具体的取組み内容 3 医師・看護師・介護福祉士確保に向けた取組みと見通し 4 各温泉施設民営化の進捗状況 5 農業政策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成26年産米所得の前年対比減収額と対策 (2) 平成26年産米に対する収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の農家手取り金額と交付時期 (3) 平成27年のコメ生産目標（減反率） (4) 色彩選別機の個人農家への導入促進策 6 学校施設の津波浸水予測発表における本市該当校と具体的対策 7 北陸新幹線開通に伴う課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 速達型「かがやき」の県内素通り問題に対する対応 (2) 北陸新幹線開通の上越新幹線（佐渡観光）への影響 8 県が8月に策定した「新潟港将来構想」の内容 <ul style="list-style-type: none"> 新潟駅から新潟空港までの新幹線乗り入れと、新潟空港沖への佐渡汽船発着場移転（総合交通ターミナル）が示されたが、その具体的内容と本市への影響 9 世界遺産登録に向けての9月以降に実施した事業と今後の計画 10 空き家の解体・撤去を促進すべき 	近藤和義

午前10時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いいたします。

荒井真理さんの一般質問を許します。

荒井真理さん。

〔2番 荒井真理君登壇〕

○2番（荒井真理君） 無会派の荒井真理です。きょうは、大きく8つの項目についてお尋ねいたします。

まず冒頭に、男女共同参画推進の取り組みについてお尋ねします。私は、佐渡市議会24名のうち1人しかいない女性議員です。毎年12月には、女性の立場を代表して男女共同参画計画の進捗状況をお伺いすることにしています。この1年間の進捗状況はどうなっているかということとあわせて、保育園での生活発表での男女別発表の解消は今年度はどのような状況でしょうか。

2点目に、この計画の推進状況を把握する一端として、市職員の育児休業、また介護休暇の取得状況、市職員に占める女性管理職の割合について、目標があればその数値、また実績をお尋ねいたします。

3点目に、市の女性相談窓口についてですが、女性たちが相談できる窓口があることは2年前に私が質問するまではほとんど知られていない状態でした。その後、市のホームページでも検索すると出てくるようになったり、相談案内のカードがあちこちに置かれるようになっていますが、女性が男性から暴力を受けている実態は残念ながらまだまだ多くあります。若い人から高齢者まであらゆる女性たちに周知されるためにこの1年でさらにどのような努力を重ねてこられ、利用者の変化があったかどうかなどお聞かせください。

大きい2つ目の質問は、図書館行政と学校図書館支援、図書館と子育て支援、図書館と市民の暮らし支援、起業支援についてのお尋ねです。昨年から図書館行政については市民の大きな関心になっていますが、佐渡市の図書館の可能性はまだまだ発揮されるべきだと思っています。佐渡には図書館を読書を趣味にする人のための施設だとしか思っていない市民が多いと思いますけれども、島外の図書館は実際どんどんその可能性を展開していています。

さて、先日も同僚議員も質問していましたが、ことし6月に学校図書館法の一部が改正され、学校司書が初めて法律に位置づけられました。これを受けて佐渡市は今後どのように学校図書館に学校司書を配置し、働いてもらえるよう計画されていますか。また、学校司書は地域図書館の図書館司書との連携も必要と考えますが、どのように計画しておられますか。

小さい2つ目の質問は、図書館と子育て支援についてです。佐渡島内は、親子で利用できる施設が非常に限られています。その中でも図書館は非常に利用度の高い施設になっていますが、図書館と子育て支援の連携についてどのようにお考えですか。

小さい3つ目の質問は、攻めの図書館活動としての市民の暮らし支援、起業支援の推進についてです。

今の佐渡市の図書館は決まり切った受け身の活動になり切っていて、積極的に市民の暮らしや起業支援に必要な企画を全く打てていない状況ではないでしょうか。今後積極的に市民の問題を解決する攻めの図書館としての役割をどのように考えておられますか。

小さい4つ目の質問は、ここまでの3つの質問に挙げたような課題をどんどん進めていくためには現在の正規職員の数では対応し切れないと考えますが、来年度には正規職員をふやさなければならないと考えます。いかに検討しておられるでしょうか。

大きい3つ目のお尋ねです。ことしの6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、来春の2015年4月1日から施行されることになりました。これによりこれまでの教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置し、首長がその新教育長を任命することになること、首長が教育に関する大綱を策定するようになること、また各自治体に総合教育会議を設置することになるなど教育委員会制度が大きく変わることになりました。この改正内容は、これまでどおり執行機関としての教育委員会制度を存続するものの、新たに設置される総合教育会議は首長が招集するとか、首長が直接任命する教育長を通じて首長の教育への関与が大幅に強まるものであり、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保が損なわれることが大きく懸念されます。そのため佐渡市において将来市長による教育への不当な政治介入が行われることがないように、教育委員会制度は教育の自主性、自立性を確保するために設けられたものであるという理解でよいか、お尋ねします。また、その観点から、1、市長と教育委員会の関係、2、市長と新教育長の関係、3、教育委員会と新教育長、4、教育委員会、5、大綱、6、総合教育会議について、後ほどさらに詳しくお尋ねいたします。

大きい4つ目の質問は、外部への佐渡観光などの情報発信戦略についてです。佐渡観光は、外の人にわかりやすいものであることに最大の価値があります。しかし、その観光する当事者の視点が佐渡の観光情報発信に不足しているのではないかと思います。観光案内と食の案内としての地産地消の発信など、もっと横の連携をとる必要があるのではないのでしょうか。また、佐渡観光総合情報発信事業の映像アーカイブについてはさきの議会でも問題点を指摘させていただきましたが、その後充実に向け改善がされているのでしょうか。

大きい5つ目の質問は、NPO法人に対する指導と監督についてです。これまでの議会でも重ねて一般質問してきましたが、補助金をもらうことを手段ではなく目的としているNPO法人があることが佐渡島内でのNPO法人の印象を悪くしています。これでは市民活動の応援になりません。昨年度のNPO法人の事業報告書、会計財産目録、会計収支計算書を担当課はきちんと事務処理しているのでしょうか。また、不適切な会計収支や不正のあったNPO法人に対して、NPO法第41条、第42条に照らした指導、監督はなされているのでしょうか。9月議会以降、指導、監督をされましたか。

大きい6つ目の質問として、平成23年度新潟県緊急雇用創出事業についてお尋ねします。この事業については6月議会、9月議会でも一般質問させていただきましたが、いまだに官製談合の疑惑を残したままです。この疑いを解決すべく質問をさせていただきます。なお、通告では18事業としていましたが、2つ追加され、最終的には20事業であります。私は18事業分のみ把握しているので、そのことを先にお伝えしておきます。この18事業の起案、決裁及びヒアリングの手続には問題はなかったのでしょうか。この事業の目的である新たな事業を立ち上げ、そこへ新規雇用することになったのかも疑問が残るところで

す。もともとあった事業の手が足りないところに人を雇ったのではないのでしょうか。どのようにこの事業を評価しておられますか。

大きい7つ目の質問は、新聞でも架空工事発注が問題として取り上げられました昨年度の願地区小規模治山工事の事件の原因究明についてです。事件については市長も担当者も処分が決まり、それで終わりにしようというのは違うと思います。市民としては、どうしても納得のいかない点が2点あります。1つは、そもそもいいかげんであったと思われる当初見積もりに起因すると思われる基本的な面積や距離の数字の大きな間違いの問題。また、それにより工事変更として索道を設置することに伴って増額された予算の承認の手続が余りにも不可解で終わっている問題です。一体どのように佐渡市は真実を知り、納得できたのでしょうか。

大きい8つ目の質問は、島内の動物愛護の現況と今後の考え方についてです。島内には捨てられて野良猫になっている猫が数千頭いると推定されていますが、その現況をどのように把握しているのか、教えてください。また、頭数がふえると殺処分という非情な処理をしなければならなくなりますが、頭数がふえないために飼猫の去勢、避妊手術にかかる費用の市の一部助成制度などをつくってはと考えますが、いかがでしょうか。

これで第1次質問を終わりにさせていただきます。第2次質問以降は、質問席でさせていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さんの一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。荒井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点の男女共同参画の問題であります。女性に対するDV行為に関する佐渡市への相談件数でございますが、今年度は12月1日現在で4件ございました。それぞれの相談内容に応じまして、関係機関への支援をつなげているところでございます。昨年1年間の相談件数は、12件でございました。件数の比較では昨年同期よりは減少しているという数字が出てはいるわけですが、しかし今現在も支援を必要とする実態はある、進んでいるというふうと考えているところであります。ホームページや佐渡テレビの文字放送で相談窓口を周知するとともに、ことしの11月にはDV相談窓口周知用カードを民間の集客施設にも設置をしたところであります。また、12月には意識啓発用の広報紙を作成をする予定でございまして、各世帯に配布をするるとともに、教育委員会等々との連携によりまして、家庭教育学級や青少年の健全育成協議会が主催するあらゆる講演会におきまして、いろいろな女性が集う場を通してこれらの啓蒙活動を展開をしております。

それから、取り組み状況でございますが、相談窓口の案内あるいはこれらを促進する従来の啓発活動に加えまして、今年度は女性の多様な生き方や能力の発揮にスポットを当てまして、女性の起業、業を起こす起業に向けたワークショップを開催をし、女性の新たな活躍を推進をしてきたところであります。また、関係団体及び公募の市民から成る男女共同参画推進懇談会を組織をいたしまして、第2次の佐渡市の男女共同参画計画を策定中とございまして、市民を対象とした男女共同参画に関する意識調査結果、こういうものを基礎に実効性ある計画とする指標を盛り込んでいきたいと考えているところでございます。さらに、市民意識調査の結果から市民が行政に望む取り組みとして、就業環境の整備づくりへの要望が多かったと

いうこともございます。したがって、ハッピーパートナー企業と連携した取り組みを中心に、男女が互いに認め合い、一人一人が豊かな人生を送れる社会を目指してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、いわゆる人口減少、少子化というこの社会におきます女性の位置づけ、役割というものが大変重要になってくるわけでありますので、そのことに関して生き生きと活躍ができるように支援をまいりたいというふうに考えているところでございます。

平成25年度中に育児休業を新たに取得した職員数は19名でございまして、介護休暇を取得した職員数は1人。いずれも女性職員のみであります。前年度と比較いたしますと、数は減っております。また、各休暇などにつきましては、庁内のLANなどを利用して職員に周知をいたしているところでございますので、こういうことを通しながらこれからも周知をまいりたいと思っております。

次に、女性管理職についてであります。平成26年度の女性登用率は4.9%であります。管理職の登用に当たりましては、性別や勤務年数にとらわれず、長期的な視野に立って、実績や能力に加えまして、使命感を持って積極的に取り組んでいるかどうかを中心に適性評価をしていくということが必要であるというふうに考えているところであります。

次に、女性相談であります。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ことしは市のホームページあるいは佐渡テレビ等の文字放送で相談窓口を設置をしたところでもございますが、この11月にDV相談窓口周知用カード、これひらせいと、ムサシさんと、コメリさんと、セントラルタウンさんと、いわゆる公共施設だけではなくて、今までは公共施設が中心であったわけですが、民間の施設等にも設置をいたしましたし、先ほども申し上げましたが、12月中に意識啓発用の広報紙、これは全世帯、2万3,000世帯でございますけれども、に配布をまいっているところでございます。

図書館行政と子育て支援、それから市民の暮らし支援、それから起業支援及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員会制度につきましては、教育委員会から説明をさせます。

次に、観光の問題であります。これは議員がおっしゃるとおり、やっぱり佐渡の場合にはほかの地域にない特色のあるものを提案をしながらお客さんから来ていただくということが大事であります。特に佐渡の場合は、食というものがやっぱりほかの地域に比べまして特徴があり、いろんな種類のものがあるわけでございますので、これはやっぱりメインとしてやっていかなければならないと思っております。ただ、市民の意識としまして、観光客の方々が佐渡へ来てピフテキを食べるというのが目的で来るわけではございません。ただ、我々佐渡に住んでいる人たちは、お客様をもてなすためにやっぱりピフテキとか、そういうものを出すというような意識がある。そうではなくて、やっぱり我々がふだん食べている、こういうものがお客さんにとってみると一番のもてなしであるわけでありますから、そういうことをベースとしてこれからもやっていかなければならないと思っておりますし、もう一つは観光というのと産業振興というのとは一体的に考えていかなければならないわけであります。ことしは農林水産課もそこに加わりまして、ズワイガニの宿泊プラン、それから加茂湖のカキづくしの食事プラン、こういうようなものも今進めているわけでございます。それから、B&Bというような一つの形態の中で飲食店なりというようなもののマップといいますか、そういうものも観光協会のほうからのホームページの中で今お知らせをしているわけでございます。そういう意味におきまして、もう一つやっぱり一番大きいのは、佐渡でいろんな食のイベントがあるわけでありますから、そういうものにも情報発信をして、やっぱり佐渡はおいしいものがあるとい

うことを進めてまいりたいと思っております。

9月の議会でご指摘があった映像のアーカイブ事業の充実についてでございますが、世界遺産の構成遺産の問題、それから世界農業遺産、ジオパーク、トキ、4つのカテゴリーを追加をしまして、約1,500万枚の新たな写真の追加を、掲載をしているところでございます。これからも佐渡のすばらしい写真を網羅をしながら提供をするということと同時に、それらを有効に活用する、あるいはお知らせをするということにつきまして、委託先の選定、仕様書の内容、これは厳重に、厳密に精査をしてこれから実施してまいります。

NPO法人に対する指導、監督でございます。特定非営利活動促進法第41条に基づき行うものでございます。この同法第41条におきましては、NPO法または行政庁の処分または定款に違反する疑いがあると認められる相当に理由があるときにその報告聴取等を行うことができるというふうになっているわけでありまして、同法第42条におきましては第41条で報告聴取の結果を踏まえながら、期限を定めてその改善のために必要な措置をとることを命ずることができることになっているわけでありまして、NPO法人の業績赤字、これはNPO法人会計基準や、あるいは企業会計基準に基づきまして、適正に会計処理がされていけば、赤字が大きいという理由だけでNPO法第41条の報告及び検査の対象とはなりません。また、所管庁への報告書類に記載誤りがあったとしても、内容が単純なミスなどで、所管庁の指摘に対して指定の期間内に訂正書類が滞りなく提出された場合は、定款の違反とは言えないということになっているわけでありまして。

平成23年度の県の緊急雇用創出事業に関しまして、事業申請に当たって各事業実施の担当課における伺い及び決裁の状況については、担当課長のほうから説明をさせます。

それから、願地区の工事の問題です。これにつきましては、大変市民の方々にご迷惑とご心配をかけまして、改めましておわびを申し上げる次第であります。この事業、工事におきます当初設計で使用する参考見積もりを業者に依頼した経緯についてであります。この業者につきましては以前から小規模治山事業について詳しく、また現地に精通をしていたために依頼したという経緯がございます。増額となった附帯工事分につきましては、内容を精査し、提案した補正予算を議会にご承認いただいたわけで、支払いも完了しているわけでありまして。私どもというか、私自身の処分が終了した、もう時間もたった、そのことで私は終わったというふうには考えてはおりません。先般もご提案を申し上げました。私どもはコンプライアンスの問題で、このことを契機にこういうことが二度とあってはならないということで今鋭意努力をいたしているわけでありまして、決してこれが終わったというものではございません。今後も一生懸命こういうことがないように努力をしていくつもりでございます。

それから、動物の愛護及び管理に関する法律というものが。これは基本的な問題でございます。飼育者の責務として、犬とか猫を飼う人の責務として、愛護及び適正な管理により他人に迷惑を及ぼすことのないように、終生飼養、その命を終えるまで適正に飼うということに努めるということがこれはもう大前提でございます。しかし、もう一つは、繁殖についても飼育者が適切な処置を講ずるように努めなければならないということでございますが、したがってましてそういうことができない人は飼ってもらっては困る。そのことが飼えない段階で行政に何とかしろということ自体がやっぱり飼育者としての私は資格がないと、そういうふうになっております。したがって、市として愛護動物の手術費用の助成

ということは考えておりません。しかし、こういうことがあるわけですので、愛護動物の飼育については飼い主が責任を持って行うよう、指導、啓発に努めてまいりたいということでございます。どのぐらいの猫が世の中に捨てられているのかということについては、環境対策課長に説明をさせます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 図書館行政と学校図書館支援、子育て支援、市民の暮らし支援、起業支援等についてのご質問についてお答えいたします。

1 点目の学校図書館における学校司書に関するところでございますけれども、中川直美議員の一般質問にお答えしましたとおり、佐渡市の学校図書館には現在学校司書は配置していません。学校司書の役割は、学校教職員の一員として司書教諭と協力しながら、読書センター機能、学習センター機能及び情報センター機能の向上を図ることと認識しております。近年インターネットの普及等による読書離れが指摘されており、子供の読書活動推進のために学校司書の配置は必要と考えておりますので、来年度からは市内をおおむね7ブロック程度に分けて各ブロックに学校司書を配置し、小中学校を巡回する、そういった体制づくりを予定しております。なお、学校司書の市の図書館、図書室等との連携については、今のところ協議していません。

続きまして、図書館活動と子育て支援の連携についてでございますが、子供の成長過程において読書の果たす役割は極めて重要であるというふうに認識しております。このことから、図書館や保育園での読み聞かせや各保育園への絵本の貸し出し、全ての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えて絵本を手渡すブックスタート事業などを実施し、図書を通して子育て支援を行っているところであります。子供支援コーナーにつきましては、現在中央図書館、真野図書館、相川の図書館には子供の専用スペースを設けており、親子の交流の場として利用されておりますし、中央図書館では月1回の読み聞かせを実施し、子育ての一助を担っているものというふうに考えております。

それから、攻めの図書館活動ということに関してでございますが、図書館のビジネス支援については佐渡市では福祉、介護関係のニーズが多くありますので、これまではその関係図書の充実を図ってきたところです。今後は、企業などのビジネスのさまざまなシーンで活用できるジャンルの関連資料の購入や利用者の希望に応じて資料の取り寄せを行っていきたいと考えております。あわせて、市民にとって利用しやすい図書館となるよう、市民のニーズに応えるべく図書資料の充実にも努めてまいりたいと考えております。

人員体制につきましては、現体制で対応したいというふうに考えておまして、正職員の増員は考えておりません。

それから、教育委員会改革についてのご質問であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、来年度から教育委員会制度が大きく変更されることとなっております。新たな教育委員会制度におきましては、教育委員会を合議制の執行機関として引き続き存続させることにより、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることに主眼を置いて改正されたものでございます。なお、各項目につ

きましては、学校教育課長に説明させます。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

平成23年度緊急雇用創出事業について、当初申請したものが18事業で、追加について2事業ありまして計20事業ということで、ちょっと連絡が悪くて申しわけなかったのですが、これの事業申請に当たって各事業の実施担当課における書面による起案の状況についてですが、18事業の中で起案を行ったものについては11事業、行っていない課については7事業ございます。

続きまして、事業の新規性ということなのですが、新規性については基金造成時に事業を行っているか否か、県費等を基金で振りかえるものとみなせるか否か等の観点により判断し、決定するもので、基金造成時に同様の事業を行っている場合は内容の拡充、例えば雇用人数の増員、回数が増、事業実施の場合の増、そういったものが伴う場合であれば新規事業として判断するものであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） 島内に捨てられております猫の現況についてご説明いたします。

捨てられている猫につきましては、猫の飼育が登録制でないこともありまして、個体数の把握はしておりませんが、新潟県佐渡地域振興局で猫を引き取っておりますので、平成23年からの数値を申し上げますけれども、平成23年度が165匹、平成24年度が100匹、平成25年度が85匹となっており、減少傾向にあると推定されております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今ほど男女共同参画推進の取り組みについていろいろお聞かせいただきました。少しずつ進んでいるということはうれしいと思っています。今現在男女共同参画が国によって進められている中に、女性の参画、男性の参画、両方とも平等に行われるようにということで、今佐渡の中で最も困っている家庭というのは、シングルマザーあるいはシングルファーザーになって幼い子供たちをひとり親で育てなければいけない世帯がふえているということだと思いますが、その世帯数を把握しておられますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明申し上げます。

シングルマザー、シングルファーザーということでございますけれども、社会福祉課のほうでひとり親家庭等の児童扶養手当等の受給者がいるわけですが、その人数である程度捉えているわけですが、昨年、平成26年3月末時点でシングルマザーのほうは450、それから父子のほう、シングルファー

ザーのほうが66、計516ということで捉えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、そのひとり親家庭が何に困っているかということ把握しておられますか。

また、その解決支援対策はどのようになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

シングルファーザー、シングルマザーがどんなことに困っているかということですが、家庭の中でいろんな問題を抱えているというものがあります。特に内容といたしましては、教育の問題、それからネグレクトも含めた虐待関係、それから母親等の養育能力の不足というものが問題になっているかなというふうに思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今おっしゃられたように、ひとり親家庭は経済的にも、精神的、肉体的にも困窮しがちで、子供たちの幸せのためにももちろんこういう家庭を減らしていかなければいけないわけですが、現実的には経済的に困っているのは、今ほどお伝えいただきましたように、シングルマザーの家庭が9に対してシングルファーザーの家庭は1と。圧倒的に母子家庭が多いというのが現状だと思います。この母子家庭をどう支援していくのかということ、このことをしっかり考えていかないと子供たちにそのしわ寄せが行くのではないかと思いますけれども、そのあたりの解決の支援対策をお聞かせいただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

確かに母子家庭等については、経済的な不安とか、それから精神的な不安、もろもろあるかと思います。そのための支援といたしまして佐渡市におきましては精神的な負担の部分では専門の支援員を配置をしております。そういったところに訪問を実際に行っておりまして、いろんな家庭での生活支援を行っているところでございます。それから、経済的支援といった部分では、先ほど申し上げましたような児童扶養手当の支給とか、ひとり親家庭の受給者、そういったものへの支援体制ということで行っているところであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） よそでも大体やっているようなことなのですからけれども、やっぱり当事者が孤立していると、そういうことが最も今知恵が尽きているところではないかと思います。外からの支援ということもそうですけれども、当事者同士が顔を合わせて交流したり、知恵を分かち合ったり、あるいは勇気づけて励まし合ったりとかするようなグループが早急に必要だと考えますけれども、なかなか当事者だけで呼びかけることはできないので、初めの一步のところを行政が交流会なり勉強会を呼びかけてはどうかと思

いますが、いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

佐渡市においても子育て支援センターがございますので、そういったところを拠点という形にしまして、親と子供たちが集まれるようなところでいろんな相談等ができるような体制をとっていきたいというふうを考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 子育て支援センターは働いているお母さんたちには参加できないので、それ以外のところでやっぱり考えなければいけないかと思います。

次に移りますが、市職員の育児休業期間ですが、どのくらいと定められていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） お答えします。

済みません。率といいますと、具体的に済みません。

〔「育児休業期間、何カ月とか、何年とか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（計良孝晴君） 申しわけありません。期間ですが、子の育児のために休暇をとということで、3歳に達するまでということになっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） では、市職員で出産された方は、全員この育児休業をとられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明します。

全員という形ではないかと思いますが、ほとんどの方がとっておられるというふうを考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 3歳までしかし育児休業をとれるというのは、とても女性にとっては恵まれた環境だと思います。この佐渡市の標準にもっとすべく、アピールしていただきたいと思います。

そこで、質問ですけれども、市内の一般企業などの職場の女性たちにはまだ産休を請求しにくい空気、十分な育児休業をとる体制のない職場が多くあります。その実態を把握されておりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

それにつきましては、今企業からいろいろハッピーパートナー企業等のご提案を企業のほうにPRしな

がら進めておるところでございますが、まだ1企業がとりにくい、とりやすいということの調査は今しておるところではなくて、今全体の市民のアンケートということで調査をしているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） その調査の結果をぜひまた生かして、一般の企業に勤める女性たちの働く環境も育児休暇などとれるように改善していただきたいと思います。

あと、女性の管理職が1年前にお聞きした数字よりも減ったので、ちょっとがっかりしたのですけれども、今度その指標をつくと市長先ほど答弁していただきましたが、女性管理職の目標の指標の数字というのは今のところ決まっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

市の職員の中での管理職の女性の登用率の目標というのは、設定はしておりません。最適者がいれば同時に管理職になるかと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 一応目標を設置するだけ是可以すると思うので、ぜひ数値で設置していただきたいと思います。恐らく数値を設置しなければ、数はふえないと思います。

さて、保育園の生活発表のことに付いてですけれども、男女別の演目は今どのようなようになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

生活発表の状況ということでございますけれども、公立保育園の生活発表での男女別の演目についてですが、24の全体の保育園がございまして、その中で339の演目プログラムが実施をされております。結果といたしまして、平成24年度には98の演目で実施されておりました。昨年度は59演目、そして今年度につきましては44演目で実施をされております。お披露目の選定につきましては、幾つかの音楽を見たり、聞いたりいたしまして園児の意思を尊重するということで、意図的に男女別の項目を選定したというものではございません。そして、今後も性別などによります固定的な意識を植えつけることがないようなそういう注意を払いまして、子供たちの意思を尊重しながら選定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 園児の意図を尊重するということは昨年もお聞きしました。だけれども、上の学年がやっているの見れば、ああ、こうやるのだと思って、それやりたいと言うに決まっているのです。これもう絶対にやらないと、ゼロにするという意思を持ってはっきり目標を掲げなければ、子供たちに聞いたら同じ結果になります。ゼロにするという目標を掲げませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） このことにつきましては、やはり子供たちの意思を尊重しながら進めていくということを基本にしたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 保育指針には男女別保育をしないと書いてありますので、そのことはしっかり守っていただきたいと思います。

次に、一応参考までにこれちょっとご紹介したいと思いますが、11月に内閣府が「共同参画」というものを発行しました。この中に「男女共同参画 全国の現場から⑦ 後を継ぐ女性」という記事があります。この中に佐渡のことが載っているのどなたかご存じですか。読まれましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 済みません。それ今私読んでおりません。申しわけありません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） この中には、女性がなかなかトップに入らないのは日本の組織文化の問題だと書いてあります。でも、日本にも例外があるというのです。3つ挙げられています。その筆頭にまず佐渡島の女性のことが出ているのです、これに。ぜひ皆さん読んでいただきたいと思います。全国の自治体の方々は、ああ、佐渡島って女性がすごい頑張っているのだというイメージを持っておられると思います。これに反しないように頑張っていきたいと思います。

次は、学校司書の問題になりますけれども、具体的な業務内容の検討はできているでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、教育長のほうが冒頭申しましたとおり、島内おおむね7ブロックに分ける計画でございまして。今現在小中学校合わせまして37校ございまして、おおむね一ブロック5校程度の割合と、あと配置計画ということでちょっと考えさせてもらっております。内容につきましては、これあくまでも計画の段階でございまして、今後は図書を選定並びに発注、あと図書の貸し出し並びに紹介、それから図書室当然整備等が必要になります。そのほか、ほかの学校との連携。あと、各地区図書館等々の連携ももちろん必要になります。あと、最終的にはネットワーク化が必要と考えておりますので、各学校のデータベース等が必要になると思いますので、将来的なコンピューターへの登録等も視野に入れた、今のところはそのような計画で司書を配置していきたいということでございまして。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井眞理君） 学校司書には、一般の図書業務のほか教員の授業支援も求められていますが、この仕事にどのような資質または資格の人材を何人採用する予定ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） まず、資格につきましては、特に今回の法律の改正ではそこまでは求められておりません。ただし、附則の中に今後国のほうでそのようなことを直ちに検討し、必要であればその旨の支援をしていくということがちょっと今回の法律の改正の附則の中に入っております。したがって、募集に当たりましては特に資格等は求めません。あと、人数でございますけれども、おおむね7ブロック程度でございますので、その程度の人数を計画をしております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ぜひ有資格者の方を雇っていただきたいと思います。

さて、皆さんのお手元に配りました資料の1ページ目、ナンバー1をごらんください。この上の表の県内における図書館の利用者のうち、児童、児童書の比率の上位順というのがあります。この状況を、佐渡市の図書館についてどう評価されますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

県内の20市の中で、児童の貸し出し者が県内で、20市の中で2番目、そして児童書の貸し出しが最も高いというふうなことが見て受け取れます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうですね。県内で2番目に多い。おととしが3番目の、去年は2番目になったのです。佐渡の子供たちは本当によく図書館を利用しています。でも、この当事者の親子にしたら、こんなに図書を利用しているのに図書館の物理的な空間は先ほど3カ所しかコーナーがないと言っていたが、これは十分だとお考えでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

現在3カ所ということでございますけれども、ほかのところでもできたら専用スペースが欲しいとは思いますが、なかなか図書室、図書館全体の中で今スペースが確保できないという状況なものですから、今現在やはり3カ所の図書館でしかちょっと今専用のスペースは確保できておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そういう点について、子育て支援の立場から何か連携とっておられますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

子育て支援という立場でございますけれども、今図書館の、先ほど教育長のほうからも説明がありましたけれども、ブックスタートとか読み聞かせ等の取り組みをしております。そのほかに今後の予定でありますけれども、地域子育て支援センター、こちらの中で今後、来年度になると思うのですけれども、図書館の司書等を呼んだりとか、読み聞かせボランティアの方に依頼しまして、こちらのほうに来ていただくということも考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 読み聞かせはわかるのですけれども、やっぱり本を借りられるところに子供たちの施設をつくるべきだと思います。例えばさわた図書館は、昨年具申で別のお部屋も使えるようにしたいということを出されたと思いますけれども、その結果というのはどうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） さわた図書館につきましては、今現在この中央会館のほうに入っておりますけれども、これを佐和田行政サービスセンターのほうに入ることによってスペースを確保できるか、今検討しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 子供たちが本当に大人に気遣いなく使えるような、そういう施設の空間を求めています。その点は、支所の中に入ることに本当にふさわしいのかよく考えていただきたいなと思います。

それから、先ほどから子供のための支援のプログラムと言うのですけれども、それは読み聞かせてというのはやっぱり一方的なものなのです。でも、実際子供たちが絵本を通して能動的に創作活動できるような広がりというのが今求められています。それをする余裕は今佐渡の図書館にありますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

読み聞かせのほかに、図書館のほうとしましては、図書館わくわくシールといいましてシールを集める制度、それからハロウィン図書館とかナンバーワンイラスト大会、ぬいぐるみおとまり会などといった子供たちを対象にした子供と本のふれあう機会を設けている場をイベントとして開催しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうなことを各所で少しずつやっているのですけれども、十分にできるだけの職員はいないのではないかと思います。

それから、攻めの図書館活動として、市民活動や起業支援として他の市町村の図書館がどのようなプロ

グラムを持っておられるか、研究しておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

県内では3カ所の図書館でビジネス支援を行っておりまして、新潟市のほうでは図書館の本や雑誌、インターネットを活用して調べ物のお手伝い、それから図書館にない資料や論文、雑誌記事等の取り寄せ、それから関係機関が発行するパンフレット、チラシ等の提供、それから仕事に役立つ図書の展示、セミナー、講座等を開催しているというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 佐渡市もそういうことがぜひ必要だと思います。

ちなみに昨年産業振興課は、企業の販売促進のために商品ラベルのポップアートの講習会を開催したそうですけれども、産業振興課でこの講習会はどのようなものを何回ぐらい開催したのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

講師を島外から呼びまして、島内の6次産業や起業している方を集めまして講習会、勉強会を開きました。申しわけありません。回数については、ちょっと5回ぐらいかというふうに私今記憶しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） こういうのは実は図書館がかかわれば、資料や情報を提供しながら市民がさらにまた自分の力で継続的にラベルの研究を進められるようなさまざまな案内もすることができるのではないかと思います。このようなビジネス支援ということをもっとできるような図書館づくりということを目指していただきたいと思います。

次に、お手元の資料の下の表をごらんください。これは離島の図書館費を比較したものですけれども、これを見て佐渡の図書館職員の人数をどう評価されますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

この5つの島の中で見ますと、佐渡市につきましては1人当たりの図書館費、それから職員数が最もこの中では少ないということが言えるかと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、なぜほかの離島ではこんなに正規職員も非常勤職員も多いとお考えになりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

それぞれの自治体の状況等にもよるかと思うのですが、まだそれぞれの自治体での図書館の来館者数がちょっと把握できていないものですから、わかりませんけれども、恐らく来館者数が比較的多いのではないかというふうに考えております。佐渡市の場合、県内20市の中でいいますと人口に対する来館者数というものが平均より低い現状にありますので、そのあたりかなというふうには思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） よその図書館、いわゆる離島の図書館というのは、離島で情報がなかなか来ないということでたくさんの方の攻めの活動というのをしています。このことは佐渡が利用者が少ないのではなくて、図書館費をかけないから利用がなかなかしにくいという逆のことだと思います。これはやっぱり図書館費をもっとふやして、そしてその図書館のために働く正規職員を置くということを積極的に考えていただきたいと思います。

次に、移らせていただきます。次、教育委員会の法改正にかかわることです。まず、市長と教育委員会の関係についてお尋ねします。改正法の第21条、第22条に従いますと、教育委員会と市長とでは教育に関する権限はこれまでの法と変わらないという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、改正法の第21条でございますが、これは教育委員会の職務権限ということで規定をされております。なお、この規定につきましては、改正前と全く変わっておりません。あと、第22条が長の職務権限ということで、今回法の改正によりまして大綱の策定が義務づけられておりますけれども、そのような策定の事務ということが今度新たに長の権限に加わっておりますが、それ以外につきましては全く変わりはありませんので、いわゆる長と教育委員会との関係についてはこれまでどおりということで認識しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、市長と新教育長の関係についてお尋ねします。

法が施行されると市長が議会の同意を得て新教育長を任命することになりますが、教育委員会は執行機関でありますから、新教育長は市長の部下ではなく、市長が新教育長に職務命令を発することはできないという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

これ文部科学委員会の中で、議事録等を私ちょっと確認をさせていただきましたところ、いわゆる市長の部下とか、職務命令が市長ができるかということにつきましては、先ほどの改正法の第21条の規定では

教育委員会は従前どおり執行機関ということであることからしましても、市長が教育長を任命したとしても市長の部下ではなく、また職務命令は発せられないということが文部科学委員会の中の議事録を私ちょっと確認しましたらそのような記載がございました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） では次に、教育委員長と新教育長についてお尋ねします。

文部科学省の通知どおり、教育長は教育委員会の意思決定に基づいて事務を行う立場にあることには変わりがなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないという理解のままでよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

教育委員会と新教育長ということでございますけれども、現行法では第17条に教育長は教育委員会の指揮監督下のもとに事務を行うというふうな規定がございます。改正法につきましては、教育長が教育委員会の構成員かつ代表者となることからこの規定は削除されておりますが、文部科学省の通知では教育長は合議体である教育委員会の意思決定に基づき、事務をつかさどる立場にあることは変わらないことから、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないというふうな記載がございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 次に、教育委員会について幾つかお尋ねします。

改正後も教育委員会は合議制の執行機関であり、その意思決定は教育長と教育委員による会議において出席者の多数決によって決められるということであって、教育委員会の役割はこれまで同様に重要であるという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） そのご理解でよろしいかと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 教育委員会についての2つ目のお尋ねですが、改正法の中にある委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定というのがありますが、これは文部科学省通知によると委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであるという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

これは、教育委員によります教育長に対するチェック機能の強化ということで議員おっしゃいました。そのとおりでございますけれども、新教育長がほかの委員に比べまして大きな権限を有することに今後になります。そのチェック機能としましては、改正法の第14条におきまして、委員の定数の3分の1以上の委員が会議招集の請求権が新たに規定をされました。また、教育委員会が教育長に委任をした事務の執行状況を報告させることにつきましても、第25条の第3項におきまして新たにこれが規定されております。したがって、もう一回先ほどの荒井議員おっしゃったとおり、通知によりますれば報告を受けた事務内容について、必要に応じて是正をしたり、委任を解除することが可能ということになっておりまして、教育委員による教育長に対しますチェック機能は強化をされておるということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 教育委員会についての3つ目のお尋ねをします。

文部科学省通知によると、教育委員会は必要に応じて教育長に委任する事項についての方針を定めることが可能であること、また委任した事務について教育長から報告を求め、教育委員会で議論し、必要に応じて事務の執行を是正し、または委任を解除することが可能であるという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

先ほど私若干それについて申しましたけれども、議員のご理解でよろしいかと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 次に、大綱についてお尋ねします。

改正法により新たに市長に教育に関する大綱の策定権限が与えられましたが、これは教育委員会の権限に強くする事務を管理し、執行する権限が市長に与えられたものではないという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、これ文部科学省の通知によりますと、大綱については地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるものでございます。詳細な施策について策定するものを求めているものではございません。

また、改正法の第1条の3第4項におきましては、首長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限までを首長に与えたものではないという旨が規定されております。なお、冒頭申しましたとおり、権限につきましてはこれまでどおり教育委員会と市長の権限はこれまでと変わりはありませんので、そのような理解でよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 改正法の最後の質問として、総合教育会議についてお尋ねいたします。

これも新たに設置されることとなりますが、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場であるという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

総合教育会議の位置づけ等でのご質問かと思えますけれども、総合教育会議につきましては首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映しました教育行政を推進していくために設置することとなっておりますのでございます。その会議の位置づけでございますが、これまた通知によれば首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場ということで規定されております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ありがとうございます。昨年度は図書館の統廃合問題で市長部局と教育委員会の意思疎通を行う場がないのだなということを感じておりましたが、そういう意味ではこの総合教育会議が設けられることは協議、調整の場として生かせるのではないかと思います。今後図書館、博物館、公民館、体育施設などの教育施設をさらに福祉、健康のために生かすこと、また保育園の子供たちの教育の問題など協議、調整する場としても生かしていただきたいと思います。希望します。

最後に、市長のお考えはいかがでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） そもそも今回の教育委員会改革というものの根底に何があるかということをやっばり考えていかなければならないと思っています、ご存じだと思いますけれども。教育委員会の今のあり方というのは、責任がどこにあるのかということが1つあるのです。もう一つは、教育長がいて、教育委員長がいたり、教育委員がいるけれども、その中でいわゆる形骸化している。物を決めるにしても、何にしても、何かやればよいというようなところに形骸化しているということ。もう一つは、スピード感がないということ。この3つなのです、今回の教育委員会改革というものは。

そして、もう一つは、教育というのは当然憲法もありますし、それからもう一つは学校教育法というものもあるわけですし、それから学習指導要領もあるわけです。これは全て全国に通ずるものでありますけれども、それを根底にして地域の特色を生かしていかなければだめなのです、教育というものは。そういう意味において、我々がどこを侵すということではなくて、当然市長がこの佐渡市をどうしていこう、こう考えているときに、いやいや、そうではないのだよということでは困るので、そこを一体的に協議をするという場が今度できたということでありますから、何も教育委員会改革なんてことで大げさに考えることではなくて、本来のあり方に戻るといっただけのことでありますから、そういう視点でこれからもやってまいりたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ありがとうございます。

4つ目の質問のほうに移ります。佐渡観光などの情報発信戦略についてですが、先ほど市長からご答弁いただきまして、佐渡の食は非常に特色があって、種類が多いと、それをメインにしていく、私もそれは本当にいいことだと。ぜひ観光する方の、当事者の立場からしていただきたいと思うのですが、この情報発信のところが問題なのかなと思っています。その辺の横の連携というのはいかがなのでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

佐渡の食の情報発信としましては、1つは佐渡観光協会のホームページがございます。ホームページのほうでも佐渡の食というところがございまして、クリックしていきますと佐渡の島内の飲食店を検索できることになっています。今101店舗ほど検索してもらえるようになっておるかと思えます。それから、他課との関係でございます。市長のほうからも説明ございましたように、以前から佐渡牛の関係につきましては佐渡観光協会のパンフレットでご紹介しているところでございます。

それから、新しい取り組みといたしまして、この冬場に向けて佐渡の海洋深層水で短期畜養をしておりますズワイガニというのがございまして、今回佐渡観光協会の旅行商品としましてズワイガニを食べてもらう宿泊プランというようなものを新しくつくっております。これは、エージェントの旅行商品なんかでもご紹介していただくことになってございます。

それから、同じく冬の商品といたしまして、加茂湖のカキにつきましても、加茂湖のカキを食べてもらえるようなプランということで佐渡観光協会で作っております。これは、いずれも農林水産課のほうと連携をいたしまして、ズワイガニの関係につきましては漁業者のほうとの連携をつくってもらうということ今取り組みを始めているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いろんなプランがあるということはよくわかるのですが、当事者の視点でというところが大事だと思うのです。その佐渡観光協会の食べ物のところをクリックすると何が出てくるか。例えば八幡芋って泥のついた芋が出てくる。それを見て観光客はどうするのですか。例えばそういうところに当事者の視点が足りないのではないかなと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えいたします。

今佐渡観光協会のホームページのほうでもいろいろな情報発信をしております。1つは、産業振興課のほうでやっておりますサドメシというホームページをつくっております。この中でもいろいろなサドメシの認定店であるとか、そういうようなものを扱っている直売所であるとか、それから地産地消の宿泊施設というようなものを始めてございますので、そういうようなところとのリンクを張りながら佐渡の

いろいろな飲食店、それから直売、宿泊施設というところで佐渡の食材を使ったものをPRしていこうと
いうことでやってございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 何かそのプログラムいろいろあるのはわかるのです。でも、当事者の視点というこ
とで、八幡のお芋私も食べてもらいたいけれども、泥のついたお芋をこれ八幡芋ですって観光客がホーム
ページ見ても、それどうしたらいいの、わからないと思うのです。そういう視点を、もっと観光客が見た
らどう見えるのだろうというふうにやっぱり変えていかなければいけないと思います。その辺をしっかり
工夫してください。

それから、佐渡観光総合情報発信事業、これ9月にも随分いろいろと改善していただきたいと言いまし
たけれども、その後いろいろ追加したり、削除したりしてくださったのわかります。しかし、今見ても明
らかにカメラが悪い。アングルが悪い。それから、何をこれが言いたい、この道路を写してどうするの、
これ何が言いたいのというところ余りにも多過ぎるのです。これ一体誰がアップしているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

9月議会での議員のご指摘、ご指導を受けまして、カテゴリーの中に今回佐渡市のほうで推進しており
ます世界遺産の関係、それから世界農業遺産ジアスの関係、それからジオパークの関係につきまして、そ
れからトキにつきまして内容を充実させていただきました。なかなか専門的なこともあるものですから、
写真を集める部分につきましては市の関係課から写真を集めて載せてございます。今回新たに載せたもの
につきましては、1,500枚余りの写真を載せました。いろんなところを見ていく中で、ジアスなんかにつ
きましてもそういう専門的な、例えば石であるとかそういう部分のほかに、やはり生活と密着したとい
うようなこともあって、例えばいろんなところが出ています。岩だけではなくて風景であるとか、それから
人とかかわりの部分でいろんなところが出ておりますので、1つはそういう直接関係ないと思われるも
のが出ている部分につきましては、ある程度広い視点でそのジアスなりを捉えて、あといろいろな状況の
部分を載せておるということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと担当課の方が写真を載せてくれるなら大丈夫かと思うとこれ大間違いだ
ということを今思いました。平根崎は一体何が有名ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 平根崎といいますとやはりジオサイトということで、独特な海岸とい
うことになるかと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 課長、平根崎にお客さんをお連れしたら必ず波蝕甌穴を見せてあげてください。佐渡の波蝕甌穴は有名なのです。だけれども、これがアップされていないのです。これがジオパーク推進室がアップしたのだと私聞いて本当にかっかりしました。担当者が1人で焦って仕事をするとやっぱりこういうことになるのです。もっときちんと連携を組みながら、本当に必要な載せるべき写真が載っていることを確保してからアップしてほしいのです。アップすることをもう急いで、枚数を稼ぐためにまるで本当に載せなければいけないものがないというような状況は、これは外でこの情報をとる人にとっては、何だ、この写真はということになります。

それから、今までやってもらっていたところは、やはり専門的なところはわからないと。この委託先についての選定精査するとおっしゃいましたけれども、どのような方向で考えておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えいたします。

観光振興課としては、今のこのサイトについては有効に活用されておると思っておりますので、新年度以降にも続けていきたいというふうに考えてございます。ただ、予算査定につきましてはゼロからの見直しということでございまして、その費用対効果であるとかという部分については一層厳しいものになると思っておりますので、その委託先の選定につきましても十分に精査をいたしまして実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もうぜひこの委託先というのは、よく考えて委託していただきたいと思います。

では次に、大きい5つ目の質問のNPO法人に対する指導と監督についてお伺いたします。9月議会で行政処分を受けたNPO法人について検査をするということだったと思うのですが、それはどうなったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

9月9日に文書で負債額の内容、負債の発生理由、未払い費用、それから改善策等について説明を求めました。9月11日に回答がありまして、この負債については団体に勤務する1名の職員の賃金の未払い金であるということですが、当該職員の了解を得まして対応をしていると。また、改善策として、今年度中に解消できる旨報告がございました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それどこでそのやりとりをしたのでしょうか。第42条にはどう書いてありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明いたします。

文書でもって発送しまして、文書で返ってきました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 行政処分だけではなくて、このNPO法人はさまざまなことで、いろいろ課長に議会の中でその答弁をさせたり、さまざまな問題を起こしているのです。そんなところと文書のやりとりして信じるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 今後改善がなされるということですから、それを一応報告として受けとめております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 甘いのです。これから一つ一つ検証させていただきます。

資料のナンバー2をごらんください。これ上と下と分かれていますけれども、コピーが。上のものは今話題になっているNPO法人の事業報告提出書です。そして、私がこれを手に入れたのは8月なのですけれども、下は11月の決算審査特別委員会のために改めて入手したものです。上と下では受け付け印が訂正されているので、驚きました。なぜこういうことが起きるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

申しわけございませんが、これにつきましては担当者の事務処理間違いということで、これが上のほうでは提出月日が平成26年6月30日となっていますので、届け出日を受け付け日としてしまったということでございます。指導不足で申しわけございませんでした。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 届け出日は6月30日ではなかったということなのですか。これでもつくってきたのは6月30日ってつくってきたのですよね。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 文書は6月30日付でございますけれども、7月16日に受領をしたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） こういうふうにして小さな一つ一つですが、便宜を図るところに地域振興課の甘さが出てくるのです。これ以外にNPO法人の受け付け印が訂正されたところはなかったでしたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 数カ所ありました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） もう説明にならないと思います。数カ所もなぜその受け付け印間違えるのでしょうか。ちょっと納得のいく説明をお聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 先ほどもお話ししましたが、提出される文書の日付を見て、その日付を押してしまったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今の課長の答弁は違います。このケースはそうですけれども、ほかは5月に受け付けをしているにもかかわらず6月30日に受け付け印が押されていたり、全然日付が違うのです。こんな事務処理をしていたら、ああ、地域振興課というのは何だってありなのだと、やってくれるのだと、こういうことになりませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 今のように間違いがありましたので、今後気をつけるように注意したいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） これ地域振興課だけではないのです。ちょっとさかのぼりますが、平成25年3月31日にはんが甲子園が実績報告書を出しました。平成25年3月31日って何曜日ですか。わかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

平成25年3月31日は日曜日だと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） ここにそのコピーがあるのですけれども、これ日曜日に受け付けをしているのです。これ一体どうしてこういうことになるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 申しわけありません。その当時のことちょっと私承知していませんが、

恐らく多分その提出日に合わせて押してしまったものというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません。日曜日にも業務は受け付けするのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 日曜日には受け付けすることはないというふうに考えています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、これどうして3月31日日曜日の受け付け印になるか、どういうことが考えられますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 3月中の報告の必要があったということで3月の受け付けにしたものというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、提出は4月だったと。だから、さかのぼって、日付をくるくるくると戻して受け付けてあげた。そうしたら、そんなことやったらたまたま日曜日なのにそんなこともわからないでぼんと押してしまったと、そういうことなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋社会教育課長。

○社会教育課長（大橋幸喜君） 申しわけありません。ちょっとその当時のことは詳しく把握しておりませんが、恐らくそういうことだというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 佐渡市の事務処理というのは、そういうことでいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

今ほどの件をお聞きしておりました。日曜日に出勤をということで前段話がありましたが、場合によれば日曜日にも、職員としては30日間の勤務であり、休みというのはたまたま日曜日休みであります。出勤する場合があります。今のようなケースの場合ですと、それは今担当課長が話したような形であつたらうと推測されますが、こういう事務につきましてはきちんと前日、金曜日ですか、そのあたりに処理をするというのが当然だというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それは当然なのですが、だから4月に出したらくるくるっと日付を戻して受け付けするのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

一般的にそういうことはないと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 一般論ではなくて、今佐渡市の具体的にあつたものなのです。こういうことが実態なのです。これについてどうなさいますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） ご説明いたします。

今ほど話を聞いて、そういうことがあるということであればそのあたり是正しなければなりませんし、このあたりきちんと調査させていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では次、資料ナンバー3をごらんください。これは、私が9月18日に一般質問させていただいたときに使ったものが上の部分です。そのときに先ほどから話題になっていますNPO法人には理事が2人しかいない、定款には3人以上となっている、これ定款違反ではないかと、これを指摘させていただきました。そうしたら、その下に今度4人の理事の名前がついたものが早速提出されたのです。これ一体どういうことなのでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 説明をいたします。

上のものにつきましては平成26年度の名簿を作成途中だったものを提出してしまったということで、下は9月24日に正式な名簿が出されたものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もうはっきり言って見え透いたうそだと思いますが、そんなこと信じるのですか。では、総会はこの団体いつやったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 3月28日と聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） こんなに大幅に違うものが出されて、そしてうそを今まで何回も重ねてきたこの団体の言っていることを信じるのか、ご自分の目でちゃんと確認しに行かれましたか。総会は本当に3月28日にされたのですか。何を見て確認しましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 議事録が提出をされております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、この会計収支計算書とかこれ3月31日までというふうになっているのですが、総会を3月28日にするという事はこれそもそもおかしいのではないですか。こういうの整合性あるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） その団体の事業が全部終了しておれば、これも妥当だと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 先ほどから言っていますけれども、何だっとうそつくNPO法人かもしれないのです。そういうところをこういう形でかばって一体何になるのかと思います。

では、次の資料ナンバー4をごらんください。この資料ナンバー4は、多くの方はご存じないかもしれませんが、このNPO法人がめちゃくちゃだということの一つのまた証拠になります。この上をごらんください。これはある一般財団法人から100万円の助成を受けたという資料です。2番目の佐渡市で100万円受けているのが今話題になっているNPO法人です。その下の収支決算書、これもそのNPO法人です。この助成金100万円、こういうのはどこに普通記載するべきものですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 下のほうに①と振ってありますが、その上に説明書きがありますけれども、2は寄附金、助成金収入の項だがということで、収入の部の事業収入の上に助成金が出てくるものと思われれます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしましたら、この収支報告というのは適正にされているとみなしますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） ご指摘の100万円につきましては、今この内容、助成事業については初め

てのご指摘でありますので、今後調査をしてみたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 済みません。NPO法の何条に従って調査されますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 法による調査ではなくて、任意的に説明を求める予定です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もうここまでさまざまな疑惑があるのに、また表面上幾らでもうそつけるようなやりとりをする。こういうことをして、実際これホームページにアップされているのではないですか、既にこの会計収支報告。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） 事業実施報告書が出た場合については、縦覧できるようになってございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしましたら、この一般財団法人は見てこれどう思うのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良隆弘君） ちょっと質問の意味がわかりません。

〔「この一般財団法人がそのアップされたものを見たらどう思いますか」と呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（計良隆弘君） いや、それはわかりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 信頼失墜です。100万円も助成しながらそれがこうやって書かれていない。信頼失墜です。それを法に基づいて調査しないという地域振興課も信頼失墜です。こんなことでいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

池町総合政策監。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 静かにしてください。

○総合政策監（池町 円君） お答えいたします。

議員ご指摘の件ですけれども、この当該法人が出してきた会計報告書の事業収入の一部に含まれている可能性もございますので、そのあたりは今後調査をしてみたいと思っております。

それから、会計収支計算書の記載については、実態といたしましては当該法人以外の私どもが監督をしなければならないNPO法人によっても記載の仕方というのは非常にばらつきがございます。国のほうでもそれを統一をしなければならないというところまではいっておりません。ですので、会計収支計算書の扱いについては、NPO法の第27条の規定もございますので、第27条の規定に照らして適正なのかどうかも含めまして今後調査をしていきたいと思っております。なお、この調査につきましては、NPO法第41条に基づく調査ということではなくて、その前段の調査ということで行ってまいりたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、総合政策監、ついでですけれども、行政処分を受けたこの団体について調査するといった件はどうお考えなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） 行政処分を行った法人への調査というよりも、当該法人は佐渡市からの幾つかの事業を受託しているところがございますので、その事業の会計書類と当該法人が提出してきた会計書類というのがきちっと整合がとれているのかどうかという調査は9月議会以降進めております。まだ明確になっていない点がございますので、現在もその調査は続けているところがございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしましたら、ぜひこの会計収支計算書に前期損益修正益ということで207万9,300円計上されている、この点についてもぜひお調べいただきたいと思います。また、その後の結果をお知らせいただきたいと思います。

では次に、大きい質問の6番目に移りたいと思います。先ほど18事業のうち、起案決裁のなかった事業は幾つあるかということ7つだったと言います。決裁をとってあったものでも、ただし新たに立ち上げなくても、もう内容の拡充ならいいということでしたけれども、余りにもそれがなあなあになり過ぎていないかなということを感じていますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

内容、企画については我々のほうでヒアリングしまして、それを県に持っていきまして、県にまた話をしてそこで採択を受けておるというところでありまして、この事業のQアンドAにかざしても問題がないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私は、やっぱり起案と決裁がないということは非常に問題だと思っております。ずっと同じところばかり集中していると皆さんもう飽きてくるかもしれませんけれども、資料ナンバー5、

これがその平成23年度新潟県緊急雇用創出事業の一つの事業のヒアリング資料です。佐渡観光総合情報発信事業です。これは全く新しい事業です。そういう理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） インターネットを使ってというのはいろいろあるわけですが、雇用をして始めるという意味では新しいことかなと。比較的新しい事業というふうに考えてもらっていいことと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今比較的というか、事業としては新しいわけです。それが委託先、①の矢印のところ見ていただきたいのですが、委託先のNPO法人で引き続き雇用してもらえるようにこの事業終了後は協議をします。ここでしている委託先のNPO法人というのはどういうことなのでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

この書類につきましては事業計画書ということでございまして、通常事業につきましては4月に入って県へ交付申請をしてから行うこととなります。それで、県には実施要綱を持っておりまして、この委託先を決めるに当たってもきちんと県の要綱に決められてございます。県の要綱では、市町村の財務規則に従って委託先を決めてくださいよということがございまして、この段階ではまだ県のほうの交付決定はおりておりませんので、市のほうとしてもきちんと財務規則によりまして委託先を決めることはできません。そのことは市も県もわかっておりまして、ということで想定するというに、あくまでも想定で書いておるといってございまして、一つの例としてこの計画書をつくっておりまして、書いた佐渡市のほうでもここに書いてあるとおりのNPO法人にするということを決めておるわけではございません。あくまでも一つの例として書いておるといってございまして、その中でこの欄についてもあくまでも一つの例の想定としてNPO法人という文言を入れておるといふふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この想定するというところでなぜNPO法人でなければいけないのかと。これを受ける事業所、事業者というふうに書くことできなかったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

ここについてはある程度特定して書けということが言われたということでこういう記載になったわけですが、いろんな書き方があったかと思いますが。ただ、これは一つの例としてこのNPO法人を書いたということございまして。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） いや、余りにもNPO法人という私は生々しく感じるのです。こういうものを確認するためにやっぱり起案書とかなないと、誰にも確認できないと思うのです。これの起案書はちなみにどうなっていましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

9月議会のときにもお答えしましたとおり、この起案をしました担当者は起案を上げておりません。ただ、全体として、当時の観光商工課長が市の全体が集まったものを見て県へ提出していいですよという確認は、判こは押してございます。ただ、決裁上、例えばその当時の観光商工課の直属の補佐とかがこういうことがわからないということもありますので、私どものほうとしては今後こういうことがないようにきちんと担当から補佐、課長に上げるような決裁をとりますということでお答えさせてもらったところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これからどうするというはもちろん大事なので、それはしっかりやっていただきたいのですが、ここにNPO法人と書く必然性というのは本当にあったのでしょうか。その点について聞きたいのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えいたします。

先ほど来ご説明申し上げておりますように、あくまでも一つの例としてこの計画書をつくったときに、一つの特定をしてくださいということがあったものですから、一つの例としてこのNPO法人というものを想定をして書いたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 全く説明になっていないです。例は幾らでも何だって書けるのです。何でわざわざNPO法人にしたのかというのは、全く説明になっていません。結果的にこの事業をとったNPO法人というのは、この12月時点で法人格持っていましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） お答えいたします。

これにつきましても9月議会でご答弁をさせてもらったところでございますが、このNPO法人になる前にこの事業者が来て、この後NPO法人の法人化をしてこういう事業をやりまよというのが事前にこの担当者が聞いておったということがございまして、この計画書をつくった時点ではNPO法人になっておりませんが、NPO法人になることも含めまして想定をして書いたということでございます。

ちなみにこの件につきまして、県へ照会をしております。県のほうも先ほど申ししておりますように、市が実際に委託先を決めるのは、県が交付決定を出して、市のほうで財務規則にのっとって委託先を決めるまでできないということをおわかっておるものですから、県のほうとしましてもこの法人がNPO法人になることも含めての予定であっても、そういう記載をこの欄にしても問題ないということで回答をいただいております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうしましたら、矢印の②のところ、これ4月の予定、スケジュールどうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 平成23年4月、委託先と委託契約締結、平成23年4月、ハローワークで人材募集、平成23年4月、委託先による選考により事業開始、平成24年3月、事業終了というような記載になってございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これを見ると、もう4月には委託先のこのNPO法人に仕事上げようといってここに書かれているのです。それと同じです。実際にだけれども、4月にやったのはどういう形での委託先の選定でしたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

実際に公募型プロポーザルで委託先を選定するというを、公募型プロポーザルをやろうということになったのが平成23年3月ということで、このヒアリング資料をつくる時には公募型プロポーザルというのは想定をしておらなかった。この全体が一つの例として書いておるのですが、その中でも公募型プロポーザルということはこの時点では想定をしておらなかったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、その委託先というのが、4月にはもうここにしよう、NPO法人にしようこの書類は言っているのですけれども、それなぜ途中で公募型プロポーザルにしようということになったのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

先ほど来申ししておりますように、この資料につきましてはこの時点での一つの例として書いておるということでございます。実際にこの公募型プロポーザルという部分については、やはり随意契約1社ではな

くて、公募型プロポーザルにしたほうが事業がうまくいくということで、3月に公募型のプロポーザルにしようということで準備を始めたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、公募型プロポーザルで決めたということですが、公募型プロポーザルと企画コンペティションの違いというのはどこにありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明します。

一般論的な説明になりますが、プロポーザル方式というのはその事業者、契約相手を決めるものでございまして、その業務の実施の仕方等についてはその後発注者と受注者の間で変えていくことができます。企画提案型といいますのは俗に言うコンペ方式と呼ばれるものでございまして、相手の企画そのものを選択しますので、決められた契約先のその企画がそのまま契約内容となります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、その公募型プロポーザルはどのような事業者を決めようということなのですか。もうちょっと突っ込んでお聞きしたいのですが。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明します。

これも一般論になりますが、入札というのは価格のみで決まります。これが競争入札と呼ばれるものでございまして、プロポーザル方式、これは随意契約の一種というふうに解されております。随意契約といいますのは、例えば価格の高い低いだけではなくて、そのほかのいろいろな要素を含めて相手先を選択するという意味でございまして、そして、このプロポーザルにつきましては、そういう金額以外の要素を含めるということで、もちろん業務内容ですとかいろいろなさまざまな場合によって、その金額だけではないという判断がされるような業務については、プロポーザルというのは今非常に多く利用されている方式です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうすると、一見競争性があるようにしながら、今のご説明ですと設立したばかりのNPO法人がとりやすい、そういうやり方でこれ選定されたと理解できるのではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） ご説明します。

もちろんプロポーザル方式は、認められた正しい手続でございまして。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今おっしゃったようなそんな生ぬるいものではないと思います。これ事業者を選定するという事は、ここは有能だと、信頼できる、この業者はということで点数がつくわけです。そういうところがなかったら、いや、これはもうほらNPO法人、この最初の書類に書いたNPO法人だよと言えばそこへ落ちてしまうのです。だから、一見公平を装って実際公募型プロポーザルにしてみたけれども、最初から中身は実は企画コンペティションみたいな、中身で決めようと、業者ではないよと、そういうことではないかと。なぜ設立後間もないNPO法人が選ばれて経験のある会社がこの選定から漏れるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

公募型プロポーザルということで3業者に集まってもらいまして、それぞれプレゼンテーションをしてもらっております。それから、書類でも計画書みたいなものをつくってございまして、当時3人で審査員となりまして、点数をつけて、点数を見て3人の方が決めたということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） この事業に関しては非常に資料で見ると問題点が多過ぎて、私には官製談合の疑いがいまだに拭えません。このことを調査するご意志はありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

私どものほうもプレゼンテーションのときの資料、それから点数がついた書類を見ております。それから、当時の担当者にもお話をお伺いして、公募型プロポーザルが適正に行われたということで判断をしておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 調査する気がないのでしたら私がまた調査して、この次も質問をさせていただきます。

そうしましたら、次に7番目の願地区の小規模治山事業についてのお尋ねをさせていただきます。この見積もりをこの業者が詳しいからしてもらったと言うのですけれども、見積書はどこにありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

見積もりについては、業者から参考見積もりとして担当者が徴し、それに基づきまして設計を担当者のほうで組んでおります。その時点で担当のほうは、参考程度という見積もりでしたので、不要ということで保存をしていないという状況でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、その業者のほうには手元にあるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） 議員のほうから資料要求がございまして、その時点で見積もりがないということで業者のほうに確認をし、業者のほうにもしあればいただきたいということで請求をしましたが、業者のほうの言い分としましては、パソコンを交換をし、その時点でデータがないという説明でございました。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今の時代、パソコンを交換したからもうデータがないということで納得されるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

データがないのであれば、記録、紙であるかというようなことも確認しましたが、それもないということでした。納得しがたいことではありますが、事実として受けとめております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、担当者はその業者に見積もり依頼書を出しましたか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

見積もり依頼書の提出はしてございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは、架空請求事件につながったもともとのそもそもの原因がこれなのです。これは本当に市民としては納得できません。なぜ見積もり依頼も出さないで参考見積もりを出せるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

そもそも全国の積算基準、それから県の積算基準ございます。工事の中身が担当がわかっているならば、それをもとにして積算でき、設計ができるものというように考えておられて、今回の願地区の工事につきまして、特殊工事ということで担当のほうで作業内容等を聞き、それに基づいて設計を組んでいるということでございます。見積もり依頼を出さない口頭でのお願いではございましたけれども、そういった形で

設計を組んだというふうに認識しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） こういうことが責任的な仕事の手続なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

設計を組んで入札をしたというところで、担当のほうの業務としては間違いといえますか、担当の業務としてそこまでの業務はできたものだというふうに認識しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） こういうやり方が責任的かどうかということについて、もう一度お尋ねいたします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

参考程度の見積もりではございましたが、何遍も言いますが、設計を組み、入札をしたということで、そこまでの責任は果たしているものというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 1,000万の事業ですよ。これ絶対に責任的にやっているというふうには評価できないと思います。そういう評価をしていると、また同じことが起こるのではないかと市民は懸念しています。

では、この初期見積もりをした土建会社は、昨年度佐渡市の補助金もらっていますか、もらっていませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） 済みません。補助金という意味なのですから、工事を請け負っているかということでしょうか。

〔「補助金です」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（山本雅明君） 補助金を受けているということは聞いておりません。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） お答えいたします。

産業振興課のほうで、平成25年度起業チャレンジということで、第二創業ということで、企業が竹を使った起業を興すということで補助金を出しております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) その補助金の数は幾つですか。

○議長(根岸勇雄君) 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長(市橋秀紀君) 説明します。

数、そこで新しい竹を使った新商品をつくる補助金と、それを使って会社を興すということで第二創業の補助金を出しております。2つです。

○議長(根岸勇雄君) 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) 同じ課から2つも補助金をもらって、合計幾らになりますか。

○議長(根岸勇雄君) 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長(山本雅明君) ご説明いたします。

願地区の工事に関しての当初見積もりを我々が徴した業者は、補助金を今2つと言われましたけれども、今回願地区の工事の県単事業の補助金を対象とした工事についてはかかわってはいません。

○議長(根岸勇雄君) 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) 今違います。産業振興課のほうの補助金のトータル幾らかと聞いているのです。

○議長(根岸勇雄君) 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長(市橋秀紀君) 申しわけありません。金額今ちょっと申しわけありませんです。

○議長(根岸勇雄君) 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) 決算審査特別委員会で書類を見せていただいて私は本当にびっくりしたのですけれども、2つ合わせて500万ぐらいです。これとその願地区の初期見積もりとの関係があるか私はわかりません。だけれども、市民感情としては非常に何かおかしいなという感じがします。私ここの土建会社に直接行ってお話聞きたいと思いましたが、社長は会ってくれませんでした。連絡も来ません。責任的だというふうにはとても思えないのです。

それでは、2つ目、どうしてもこの件で私はわからないと思っているのが、8月21日に、では索道にします、増額しますといったこの資料をもらって、担当者はどうしましたか。

○議長(根岸勇雄君) 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長(山本雅明君) ご説明をいたします。

前の9月の議会でもご説明をさせていただいておりますが、増嵩分の額について1,700万円程度の見積もりが出ていたにもかかわらず、本人は増額分は500万円だという認識で担当補佐、上司に報告をし、その額であれば林業予算で何とかするのではないかとということで工事を進めるように指示をしたという内容

でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今確かにそのご説明は何度も聞いているのですが、私は何度聞いてもこれが真実だと思えないのです。これで、よし、いいと、納得できないけれどもいいと、皆さんそうお思いになるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

担当の計算間違いではございますが、我々も聞いた中でその計算間違いについて非常に理解ができないというものでございました。それはそれとして、問題も含めて今回の件についての調査をしていただいて、改めて契約をし直し、支払いを完了させるということを進めるために調査を進めたということで、申しわけありませんが、その500万の計算間違いについては担当が何度聞いてもそういう答えしか返ってまいりませんので、それはそれとして前に進んだというところはございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは計算間違いではないのです。そういうタイトルをこの資料に確かにつけています。だけれども、計算間違いではありません。業者から出てきたこの資料を見たら、一体何を計算する必要あるのですか。これこのまま出して課長補佐と話をすればいいではないですか。なぜそんな普通の当たり前のことをしないで変な計算するのですか。そこに真実があるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

担当のほうからの説明ですと、この工事は増額があっても、諸経費率を40%にすること、そういった条件で500万になるというふうに理解をしたというふうに聞いております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 課長は、これからもそのセンスでお仕事なさるのですか。公金を預かっているのですよ。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

そのためという言い方は、表現は悪いのかと思いますが、こういった問題が起き、それに基づいて二度とこういったことが起きないように、再発防止策も含めて、今後起きないそういった体制づくり、それから職員のモラル等も含めて前に進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今後のことを聞いているのではなくて、原因究明をしないのですかと聞いているのです。ここに真実がないと私は思うのです。ここで担当課がこれ真実を明らかにする力がないときはどうするのですか。私は公権力に頼んで、警察にでもきちんと真実を明らかにしてもらわなければならないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このことは大変本当に申しわけなかったと思っています。このことについて、担当からの報告、そして補佐、課長からの報告、そのことによって今回いろいろと処置もさせていただいたわけでありまして。いずれにいたしましても、こういう事業そのものを担当一人にやらせておいたというところがやっぱり問題なのです。しかも、担当者一人に任せてもいいのだけれども、その担当が全て100%でできる担当なのばいいけれども、そうではなかったわけですから、そういう意味においては課の中で連携をとるといってこれしかも今ないわけでありまして、これ以上調査というのはどこで調査をするか別として、私が調査をしたとしても、当時の担当補佐から事情聴取をして、これもやってきているのですけれども、それ以上のことができないわけでございますので、これは大変申しわけないことをしたけれども、ぜひこういうことを二度と起こさないようにこれから一生懸命やっていくと、こちらのほうに私は力を注ぎたいと、こう思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは、市民感情としては本当に納得がいきません。市長が一生懸命考えておられるのだと思えますけれども、私は納得がいきません。

次に、最後に動物愛護ということで、今野良猫のことが特に中心になっているのですけれども、積極的に手を打たずに今まで佐渡市はやってきたと思います。でも、世の中には猫の好きな人と、あと嫌いな人もいるのです。その両方の不満がないようにもっと手を打つ必要があるのではないかと思いますけれども、これからどんなことを手を打とうとしておられますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどご答弁申し上げましたけれども、基本的にそういう法律があって、犬とか猫とかそういういわゆるペットというのでしょうか、そういうものについてはご本人が責任持って飼うという法律があるわけです。だけれども、結果的にそれがだめになっているというのが今の現状だと思っています。したがって、ここで行政が何をすることよりも、その法律の趣旨、猫が好きな人もいれば嫌いな人もいるし、蛇が好きな人もいれば嫌いな人もいるのです。したがって、そういうものについて、お互いそういうことだから飼う人は気をつけてくださいということの啓蒙はやってまいりたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ただ、佐渡市は看板を今設置しているのです。その看板の表記が十分かどうかということ検討されませんか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身はどこに看板あるかというのは把握しておりませんが、私も猫も犬も飼っていないものですから、そういうのは余り興味なかったのですが、そういう問題があるということになれば、どういう看板の状況であるか等も含めながら私ども行政として啓蒙活動をしていきたいと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 飼い主には市長が今言ったことでいいと思うのです。そうではなくて、野良猫をどうするのかという問題なのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

野良猫の現状は当初ご説明したとおりでございますけれども、野良猫をふやさないというためには餌やりをやらない。市長が動物愛護法の趣旨をご説明したところでございますけれども、飼い主の責任を十分全うしていただくということが大事でございますので、猫についても首輪をすとか、外を出歩かないようにリード、ひもでつなぐと、そういうことも必要でございますし、餌やり等についても控えると、やらないということをおのち啓蒙、啓蒙していきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 最近地域猫活動というのがありますけれども、ご存じですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） 存じておりません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 生きているものを大切にするという観点でもう少し研究を進めていただきたいと思っています。

以上にいたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で荒井眞理さんの一般質問は終わりました。

ここで昼食休憩といたしますが、午後は2時から開会いたします。

午後 0時24分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔23番 近藤和義君登壇〕

○23番（近藤和義君） 佐渡市世界遺産登録推進議員連盟の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

まず、近藤和義一般質問資料により私見を述べさせていただきますので、それらを踏まえての答弁をいただきたい。近藤資料ナンバー1、佐渡市世界遺産登録推進議員連盟活動報告（9月から12月 写真・時系列）。①、富岡製糸場視察、9月7日。②、世界遺産登録記念式典（富岡）に参加、9月7日。③、9月12日の新潟日報、「技術力の高さ再認識、市世界遺産推進議連、金銀山遺跡を視察。佐渡市議でつくる佐渡市世界遺産登録推進議員連盟は10日、市内にある佐渡金銀山遺跡を現地視察した。江戸時代に造られた大切山坑と南沢疎水道の2カ所を見学して回り、世界遺産の登録を目指す遺跡への理解を深めた。議連は2008年6月に発足。市議全員で構成され、視察にはこのうち15人が参加した」。④、佐渡を世界遺産にする首都圏の会（首都圏佐渡連合会）に出席、10月3日。⑤、金の道ウォーク、10月4日。⑥、佐渡金銀山世界遺産フォーラム、日本イコモス国内委員会委員長と、10月19日、新潟グランドホテル。⑦、上相川遺跡視察、10月24日。⑧、3資産イベント、11月2日、アミューズメント佐渡。⑨、下村文部科学大臣に要望書提出、11月13日、文科大臣室。⑩、⑪、赤池文科大臣政務官・有松文化庁次官に要望書提出、11月13日。⑫、国会議員連盟勉強会に参加、11月13日、参議院会館会議室。⑬、駐日インド大使館「佐渡餅つきイベント」、12月2日。〔佐渡の金がインドに運ばれた歴史から、佐渡金銀山の世界遺産への早期登録に向けた応援イベント〕。これは、去る10月21日、佐渡でインド祭が開催されたときの市長とインド大使の約束が実現したものと聞いています。⑬、ワドゥワインド大使と（後はハンマー投げ金メダリストの室伏広治氏）。⑭、各国大使などが交代で餅つき。⑮、佐渡市世界遺産議連会長の閉会スピーチ。⑯、各国大使18名、知事・市長・外務省・観光庁・文化庁・財務省局長などと、企業・団体代表など計45名参加。現在の佐渡市は危機的な状況にある。今年の佐渡米の米価は高い値がついたときの半値で、農水省が統計をとり始めて以来、過去最低価格である。今後は、TPP参加で更なる米価の下落が予測されている。また、年々増加を続ける減反率だが、来年の県の生産数量目標は更に削減され、減反率は大幅に増加をし、40%を超えるものと想定されている。加えて、民主党政権時施行の戸別所得補償制度の10 a 15,000円が10 a 7500円に補助額が半減され、平成30年以降は政権が替わらない限り、廃止される。県内市町村で最も専業農家割合が大きな本市農業にとっては、まさに壊滅的な打撃である。なお、観光客は、平成3年の121万人から年々減少を続け、現在約50万人。普通建設事業費は、現在の100億円が合併特例債の終了する平成31年度には55億円まで縮減される財政計画である。人口も、毎年1,000人の減少が止まらない。このような状況の中で、佐渡の将来を照らす希望の光は2つと考える。1つは来年の通常国会に提出が予定されている「特定国境離島の整備や振興に関する特別措置法」であり、これは空港・港湾・漁港・道路などの整備について、自衛隊の利用のために沖縄並の嵩上げ措置をするものである。そして、もう1つの光は、何といっても平成29年の登録を目指している佐渡の世界遺産実現である。佐渡金銀山の世界遺産登録は、佐渡の振興と活性化はもとより、佐渡市民の大きな誇りとなるものであり、島の将来を担う子供たちのためにも、

是が非でも佐渡の金銀山を、日本の宝、世界の宝、そして人類の宝にしなければならない。世界遺産の実現を目指す今後の3年間は、正に勝負の時期であり、我が佐渡市世界遺産議連は新潟県や佐渡市、そして国会議員や県会議員の皆様とも、これまで以上に連携を図りながら、登録への世論の喚起と結集に全力を傾注してまいり所存です。皆様の御理解と御支援を切にお願い申し上げます。

近藤資料ナンバー2、北朝鮮の拉致問題。拉致被害者らを調べる北朝鮮の特別調査委員会と平壤で協議を重ねた日本政府代表団が、去る10月30日に帰国したが、スタートラインを確認したにすぎなかった。これでは、拉致被害者家族会が失望するのも当然である。北朝鮮側は拉致被害者について、再調査するまでもなく全てを把握しているはずだが、いたずらに時間の引き延ばしを図るとしたら、許すことができない。平成21年7月22日に韓国へ同行し、その後も指導を戴いている「特定失踪者問題調査会」の荒木和博代表は「調査をやっているという北朝鮮のパフォーマンスだろう。この交渉は打ち切って制裁をかけ直したほうがいいのではないかと」新聞紙上で指摘している。拉致は北朝鮮が日本に仕掛けた戦争である。堂々とその領土・領海を侵犯し、無辜の国民を拉致し、更に長年に亘ってその事実を隠蔽していたことは、いかなる理由をもって正当化できるものではない。様々な形で、わが国自身が力の行使をする時に初めて被害者を救うことができ、主権侵害を防ぐことができるものとする。日本政府は、再調査の報告を「夏の終わりから秋の初めに行く」との約束を反故にされたが、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を堅持し、早期の問題解決を図ることを切望する。上の新聞、産経新聞11月1日。「肩書、軍の階級と矛盾、徐大河委員長、調査、パフォーマンスでは」。左の写真、鷲尾衆議院議員、風間参議院議員らと北朝鮮の拉致問題について韓国統一部次官・局長と会談、平成21年7月22日。

近藤資料ナンバー3、中国漁船のサンゴ密漁問題。小笠原諸島周辺海域での中国漁船によるサンゴ密漁問題で、日本政府と国民はようやく、日本が島国であり、「島」とそれを取り巻く「海」が、国防面でいかに重要かということを変更して「実感」したようである。対馬、五島列島、佐渡島など、日本は多くの国境離島を抱えるが、その離島は経済疲弊による過疎化が激化するなど、多くの問題に頭を悩ませている。その隙を突くような中国漁船や韓国漁船による違法操業・密漁は、何も今始まったことではない。小笠原諸島が直面している危機は、当然、予想された結果である。島国である我が国は、言いがかりとしか言いようのないロシア・韓国・中国の対応に一喜一憂させられてきた。今後、佐渡を含めて国境離島を取り巻く海が標的にされる可能性は極めて高い。我が国の国家防衛の最前線基地として大きな役割を担う、国境離島を取り巻く環境整備を根本的に講じるべきである。小笠原で起きている事件は、これまで国防を強調しながらも具体的に何ら手を打ってこなかったことの証左と考える。今、自衛隊と海上保安庁の強化、そして経済活性化による過疎化防止など、主権国家としての日本政府がどう対応するか、真価が問われている。解散などしている余裕はないはずである。左の地図、10月30日に中国のサンゴ漁船とみられる船が確認された海域。鳥島の付近164隻、父島、母島付近48隻、計212隻。

近藤資料ナンバー4、東京裁判と首相の靖國神社公式参拝。昭和21年5月3日に開廷され、2年6ヶ月間に及んだ極東国際軍事裁判（東京裁判）で、A級戦犯7名が絞首刑、16名が終身刑、2名が有期刑の判決が下された。しかし、東京裁判そのものが、事後に定められた法律（平和に対する罪）によって、それ以前に起こったことを溯って罰することができないという罪刑法定主義の原則に反する不当なものであった。また、戦争は国際法上合法だが、その攻撃対象はあくまで戦闘員と軍事施設に限られていた。しかし、

連合国は、日本の66都市を無差別爆撃して、40万の非戦闘員を殺戮した上、日本が終戦を模索していることを知りながら、広島・長崎にウラン型とプルトニウム型原爆を、その実験として投下した事は、天人ともに許さざる重大な国際法違反である。加えて、日本弁護団が用意した資料は、全8巻にも及んだが、これらは法廷において全く取り上げられることがなかった。アメリカ指導者たちは、「戦争を短期に終わらせるために原爆投下が必要だった」と釈明に努めたが、原爆が落ちる何週間も前に当時日ソ中立条約が有効だったソ連に強く要請するなど、日本が降伏しようとしていたとする確たる証言が、いくつもアメリカ側にあがっており、アイゼンハワー連合軍最高司令官は「原爆投下は全く不必要だ。もはやアメリカ兵の生命を救う手段にもならない」と主張していたが、これら軍人たちの反対にも拘わらず、アメリカの指導者は終戦を欲していた日本の本土に、2発の原爆を投下し、多くの一般市民を虐殺した。彼らは、国際法上も道義上も、自らの戦争責任を追及されることは十二分に自覚していたが、裁判では日本側の主張は、そのすべてが却下された。被告人全員の無罪を主張した、インドのパール判事だけでなく、戦勝国11ヶ国の代表判事と検事すべてを任命したマッカーサーは、2年後、昭和25年10月15日に不当な裁判だったと証言し、3年後、昭和26年5月3日には、日本が大東亜戦争におもむいたのは侵略ではなく安全保障のためだったと、トルーマンに証言している。また、レーリング判事やキーナン主席検事、そしてウエブ裁判長までもが同様に、東京裁判は誤りだったと裁判閉廷後に公に証言している。今や、世界の国際法学会で、東京裁判を認める学者は一人もいない。閉廷から65年、日本はこの誤った東京裁判の判決に拘束され続け、自国の歴史・伝統・文化に誇りを持つことができず、一部の外国に対しては常に卑屈な態度をもって接し続けてきている。靖國神社公式参拝を巡る問題、歴史教科書問題などが、正にその後遺症である。中国政府は、靖國神社は東京裁判でのA級戦犯を祀っているとの理由で、首相の公式参拝に執拗に反対しているが、全く筋違いの内政干渉である。奇跡の復興を遂げた戦後日本の礎は、靖國の森に鎮まる250万英霊の尊い犠牲によって築かれたものである。今日の日本に生きる我々日本国民は、このことを片時も忘れてはならず、一日も早く東京裁判の影響を拭い去り、日本人の立場に立った正当な歴史を取り戻した時、始めて戦後は終わりを告げ、日本の輝かしい明日が幕を開くのであり、政府も首相を先頭に堂々と靖國神社を公式参拝すべきである。上の写真……

〔「天皇が続けとなぜ言わないんだ」と呼ぶ者あり〕

○23番（近藤和義君） おっしゃるとおり。上の写真、この12月2日、私が靖國神社参拝をしたときのものです。

近藤資料ナンバー5、人口減少対策。佐渡市の人口減少の分析。出生率は高いが、出生者数が年々減少している。佐渡市の人口減少対策、私案です。転出者数を減らし、U・Iターン者数（転入者数）を増やす＝出生者数を増やす。これが一番大事と考えています。

近藤資料ナンバー6、農業政策。本年産米の価格は、大幅下落により過去最低価格となり、米農家は危機的状況にある。ナラシ対策交付金は、来年6月交付であり、農家は毎年値上がり続ける資材代等の資金繰りが困難で、年を越せないとの声が多いため、農水省はつなぎ無利子融資を決めたが、この周知が全く不十分である。佐渡の農家数は、全体の約30%、内専業農家割合は33.3%で県内市町村で2位の阿賀町の26.3%を大きく引き離してのトップであり、正に農は佐渡市の基である。複数の野党は、共同で廃止された戸別所得補償制度の復活と法制化を提案してきたが、否決されている。米価が変動しても所得を安定

させるためのセーフティネットとして、欧米並の農業所得支援政策が必要であり、佐渡市独自の同様の政策も不可欠である。米価下落への対応にとどまらず、中長期的な佐渡市の1次産業育成が肝要であり、農水産物の船運賃無料化を含めて、農漁村の人口減少に歯止めをかけるための手厚い支援が必要と考えるが、市長の見解を伺いたい。

近藤資料ナンバー7、日本農業新聞、11月30日。「オーストリア④、円滑な世襲、直接払いが下支え、文化も充実、農村に魅力」。中ほど網かけ、「ハーマンさんは「補助金のおかげで農業が続けられる」と強調する。その柱が、欧州連合（EU）共通農業政策（CAP）の価格・所得政策で農業者の収入を補償する直接支払いだ」。左、「衆院選公約出そろそろ、米政策で与野党激突。農政での最大の争点は米政策。自民党が今年度からの農政改革の柱である飼料用米による水田フル活用を掲げる一方、民主党をはじめ複数の野党は戸別所得補償制度の復活を打ち出す」。

それでは、具体的に質問します。1、市長・教育長見解を問う。

(1)、北朝鮮の拉致問題。

(2)、中国漁船のサンゴ密漁問題。

(3)、東京裁判。

(4)、首相の靖国神社参拝。

2、新設される「人口減少対策室」の具体的取り組み内容。

3、医師・看護師・介護福祉士確保に向けた取り組みと見通し。

4、各温泉施設民営化の進捗状況。

5、農業政策。

(1)、平成26年産米所得の前年対比減収額と対策。

(2)、平成26年産米に対する収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の農家手取り金額と交付時期。

(3)、平成27年のコメ生産目標（減反率）。

(4)、色彩選別機の個人農家への導入促進策。

6、学校施設の津波浸水予測発表における本市該当校と具体的対策。

7、北陸新幹線開通に伴う課題。

(1)、速達型「かがやき」の県内素通り問題に対する対応。

(2)、北陸新幹線開通の上越新幹線（佐渡観光）への影響。

8、県が8月に策定した「新潟港将来構想」の内容。新潟駅から新潟空港までの新幹線乗り入れと、新潟空港沖への佐渡汽船発着場移転（総合交通ターミナル）が示されたが、その具体的内容と本市への影響。

9、世界遺産登録に向けての9月以降に実施した事業と今後の計画。

10、空き家の解体・撤去を促進すべき。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、近藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、拉致問題であります。私も、拉致担当大臣なり、いろんな方々に要望もしてまいりました。常に申し上げていることは、私どもが今やっている運動、この要請というものは、決して無理なことを言っているわけではございません。わがままなことを言っているわけでもありません。至極当たり前のことを言っているわけでありますから、この拉致の被害者の方々にしても、とにかく我々と同じ日常生活が営めるようにしてくれということをお願いしているところであります。そういう視点からしてみても、この拉致問題は人権を無視をした絶対に許されない行為というふうに考えているところであります。私としましては、ミヨシさんがまだお帰りになっていないわけでありますから、一刻も、一日も、一分も早くお帰りをいただくということを切に願っているところでございます。そういうことが根底にあるわけでありますが、市といたしましては北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律というものがございまして、それに基づきましていろいろと相談事、ご支援等に当たっているということで、一生懸命やっているとあります。ただ、国と国との交渉事でありまして、私どもが北朝鮮に乗り込むというわけにもいきませんし、相手国の実情等を踏まえた場合、なかなか難しいという事実も、これは異論もあるようですが、しかしながらこれはもう何としても許されないことであると思いますので、お願いをしたいと思っておりますし、私どものできることは世論形成であります。これについて一生懸命頑張っただけというふうに考えているところであります。

次に、サンゴの問題であります。サンゴの問題につきましても、実はこの小笠原とか伊豆諸島の周辺のいわゆる日本の領域に無断で入り込んでくるということにつきましても、これはもう許されないことでもあります。佐渡沖にはサンゴというものではないけれども、いわゆる漁場、いわゆる漁業の宝庫であるわけでもあります。こういうところで土足で入ってくるということは、これは全体に許さないことでありまして、何のための法であるかということがやっぱりよく考えていただきたいなと思っております。既に国同士の協議が進められるということも聞いておりますし、外国人の違反操業、違法操業による罰則規定の強化のための法改正、こういうことも今行われているということでもありますけれども、今後ともこういうことを許してはだめなのでありますから、とにかく国と国とで毅然たる態度で臨んでいただきたいというふうに感じているところでもあります。

いわゆる東京裁判の問題についてであります。既に我が国はサンフランシスコ平和条約第11条によりまして極東の国際軍事裁判所の裁判を受託をいたしており、国の公式見解も出されているため、私がここでコメントをする立場にはございません。

それともう一つ、靖国神社の首相が参拝するということについては、これも首相の行動でありますから、これも私が行って引っ張るわけにもこれはいかないわけであります。ただ、一国の首相、代表としてやっぱりそれぞれ地域においてそれぞれの活躍、行動をしているわけであります。特に佐渡の場合はトキというものの友好のシンボルがあるわけでありますから、そういう地域の実情ということも考えて、自分一人の考えではなくて、そういうことも考えながら行動をお願いをしたいというのが私の基本的なスタンスでございまして、これらのことにつきまして、教育長からも見解を述べます。

人口減少対策であります。先ほどの資料を見させていただきました。まさにそのとおりだと私も思っておりますし、議員から提案をいただきましたその内容については、やっているつもりですし、これからもやっていかなければならないと思っております。特に今回私どもがご提案を申し上げているのは、人口減

少対策室というものを設けたいということをお願いをいたしているところでもあります。人口減少というのは一つのものではなくて、全ての施策、全てのものを組み合わせた中でこの人口問題を考えていかなければならないわけでもあります。私もよく申し上げているところでもありますけれども、いわゆる結婚から始まりまして、出産、育児、教育、そして佐渡の場合はそこに就業というものをどう結びつけていくのかという、つまりこれらについて縦割りでやっているものを横串を刺すという点でこれが1つ。これを何としてもやっていかなければならないということでもあります。

もう一つは、若者の定着というのは、佐渡から外へ出る人、まずそこをどうするかということでもあります。これは私は教育の問題だと思っていますので、キャリア教育という中で進めております。おかげさまでことしの高校生の内定率も随分と上がりました。これがすぐに響いたとは思いませんが、しかしながらPTAと一緒にやっていて、あるいは企業と子供たちとの間でもやっているいろんなことが功を奏したものだというふうを考えているところでもあります。

もう一つは、若者とかが佐渡に住みやすい環境を整備する。先ほど申し上げましたけれども、出産、育児、教育、そして就業という中で、それを解決してまいりたいというふうに思っております。特に、これはもう毎回ご答弁申し上げているところでもありますけれども、佐渡市における地方創生のプラン、これが今度出てくるわけでもありますので、これについては多分ここ二、三年は各省庁が行っているもののホッチキスであるというふうには予測されます。しかしながら、そういう段階であるがゆえに佐渡のほうからどうあるべきかというものを、具体的なものを提案してまいりたいと、こういうふうに考えておりました。総合政策監にも指示をいたしたところでもございます。医師、看護師、介護福祉士確保につきまして、その取り組みと見通しにつきましては、市民生活課長に説明をさせます。

温泉の問題であります。温泉の問題は何度もお答弁を申し上げているところではありますが、戻ってくる施設につきましては温泉施設として継続することを前提として公募型のプロポーザルを実施し、新たな事業者を求めるとのこととする考えであります。公募条件、いろんなことについては、いわゆる受託といえますか、受けやすくするような手法ということも考えてはいかなければならないわけではありますが、いずれにいたしましても結果的に運営費、運営上赤字が出たからそれに対する支援というようなことは実は考えておりません。そうではなくて、なるべく大勢の人が地域として温泉を使えるための、それは1つはお風呂に入るといってもありますし、福祉ということもあります。地域づくりということもあります。そういう力で、そういうことを視点に我々としても、行政としても一緒にやってまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、民の力で温泉施設を継続をしてもらうということが基本であります。

農業問題であります。残念ながらでありますけれども、今年度の米農家の収入というのは、いわゆる仮渡金が減少しているわけですから、大きな影響を受けております。私どもの試算によりますと、認定農業者で10アール当たり約1万6,000円程度の減少がというふうには見込んでおります。ただ、これもあくまでも試算でございますので、細かい計算をこれから1個1個やった場合にどうなるかということでもあります。県と足並みをそろえながらこの影響を分析をする限りでは、約1万6,000円程度ということでもあります。

米価の変動が生じた場合の対応といたしましてはご案内のとおりではありますが、収入減少の9割が補填

されるという、いわゆるならし対策というものがあるわけであります。認定農業者などが加入をしているわけであります。10月までの相対取引価格から平成26年産の補填額をそういうことで試算しますと、10アール当たり約2万円程度が補填されるというふうに試算されるところであります。また、平成26年度に限りましては認定農業者以外でもこういうことが対象になるということでございまして、この場合は10アール当たり7,500円程度というふうに試算されるところであります。なお、交付時期はいずれも平成27年6月の上旬が見込まれているところであります。

農業者の資金面での救済策については、国は補助金などの支払いの時期を前倒しをするということにあわせて、運転資金等の利子助成を拡充をするということ公表をいたしているところであります。これについて宣伝不足ということでありますけれども、大いにこれは各農業関係機関と足並みをそろえながら進めてまいりたいと思っておりますし、市独自といたしましても佐渡版の所得補償制度の一部を12月中に支払うということを進めているところでございます。

来年の生産目標数量につきましては、新潟県全体では52万1,290トン、対前年比で2.7%の減少ということであります。したがって、佐渡市もそれに準じて減少されるということは、これは否めないことであるわけでありますけれども、市への目標数量は例年でございまして12月の下旬、クリスマスのころというのが通常でございまして、ことしもそういうことになるというふうに予測をしております。

それから、色彩選別機の問題であります。実はことしは非常に100人のサポーター等々も力を入れてまいりました。おかげさまで非常に1等級比率、品質が高まったわけであります。隣と申しますか、村上、岩船の品質等を比較しますと、佐渡が非常に高いと。そういう意味からして、非常に売れ行きがいいというお話も聞いているところであります。何としても安全、安心ということに加えて、品質のいいものを消費者にお届けするというのは、これはもう絶対に必要なことでもあります。したがって、今後の対応として基本技術をどうやって励行するのか、兼業農家が多いわけでありますから、基本技術の励行をどういう形でサポートをしていくのかということとあわせて、色彩選別機の導入支援について新たな支援策を今検討している段階であります。

学校施設の津波浸水対策につきましては、教育委員会から説明をさせます。

北陸新幹線の問題で、いわゆる速達型のかがやきの問題であります。これが県内に1カ所もとまらないということは、これはもう本当に残念であるわけでありまして、もう一つは北陸新幹線が走ることによって上越新幹線の減便ということも懸念されるわけでありまして、JRの発表ですとそこまではまだ申ししておりませんが、私自身はそのことはあり得るのではないかとということで懸念をいたしているところであります。ただ、この速達型のかがやきが現段階ではとまりません。JRも企業でございまして、採算の合わないところにはとめないというの、これは至極当たり前のわけでありまして、したがって、我々としては何とか佐渡にお客さんをお呼びして、そこで速達型がとめてもいいような、そういうことをやっつけていかなければならない。これはそのことによって佐渡もよくなるわけでございます。

そういう意味でこれからも一生懸命やりたいと思っておりますし、もう一つは9月定例会におきましてお認めをいただきましたいわゆる債務負担行為の予算の中で、現在旅行商品の宣伝等については一生懸命やっているところであります。ただ、残念ながらまだ時間帯等々が決まっていないということについては

本当に歯がゆい思いをいたしているところでございます。これからはそういう意味で佐渡の特徴、特に関西の方面については新潟県といえば佐渡なのです。そういう意味では、佐渡というものを大いに売り込んでいかなければならないし、そのところに一生懸命力を注いでまいりたいというふうを考えておるところであります。

それから、新潟港の港湾計画でございますけれども、目標年次は平成20年代前半となって、現在の計画はそうになっておまして、実は改定の時期が来たということでもあります。今回のものは県の港湾計画の見直しの段階でこれが発表されたものでありまして、この港湾計画というのは大体15年後の計画というものであるわけですが、そのためには30年後の将来構想というものをつくらなければならないという、その中でこの新潟港の将来構想というものができ上がったものでございます。構想につきましては、おおむね今ほど申し上げましたように、15年後の将来像を前期の計画として、30年後の将来像を後期計画として位置づけて策定をしているものでございます。県によりますと、現在前期計画にかかわる港湾計画面案でありますけれども、検討中ということでありまして、この案がまとまり次第地方港湾審議会に諮られまして、これを進めていくわけでございます。前期計画におきまして、現在の佐渡汽船ターミナルは移転しないとの説明を受けておりますので、後期計画では空港付近あるいは西港のずっと外れ、港口のほうの2案が示されているところでございます。いずれの案も、私ども島民あるいは観光客の利便性という視点からすると現段階においては悪化が懸念されるということでございます。したがって、そういうものを計画をし、整備をする段階では、どう交通アクセスを改善をするのか、こういうことについてまだ具体的なものは出ていないわけですが、これについては十分な時間をまずとってくれよということを申し上げていますし、その際には佐渡市と十分協議をしてくれということを県に伝えているところであります。

世界遺産の問題でございます。現在、世界遺産登録、平成29年の登録ということについて一生懸命やっているということは、ご承知のとおりでございます。9月以降どういうところに重点をやってきたのかというと、これは継続的なものでありますけれども、構成資産の文化財指定と保護、これについて1つはやってきたところであります。もう一つは、世界遺産を目指すためには推薦書が必要であるわけですから、その推薦書の作成ということに力を入れてきた。もう一つは、市民意識の盛り上がりということで、市民だけではなくて、各地の人たちから応援をいただきたいということでございます。この推薦書につきましては、平成26年度末に国へ提出するという今準備を進めているところでございます。先ほどの資料にもございましたけれども、先般下村文部科学大臣のほうにも要望書を提出したところでありまして、近藤会長からもご足労をいただいたわけでございます。下村文部科学大臣等々のご意見を聞く限りにおいては、一生懸命取り組んで、一生懸命やろうという激励も受けたわけでございますので、そういう意味では非常に心強いお言葉もいただいたわけでございます。具体的にどういうことをしてきた、詳細については世界遺産推進課長のほうから説明をさせます。

それから次に、空き家の問題であります。解体撤去、これについては周辺の景観や道路とか人様に影響を及ぼすような老朽化した木造家屋の取り壊しを対象として費用の一部を補助するというので、老朽危険家屋の対策支援制度というものを今進めておるところであります。そういう意味におきましては、いわゆる人様に迷惑がかかるということでございますので、今後ともこれについては継続をして進めていき

たいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） ご質問のありました4点のことについて、見解を申し述べさせていただきます。

まず、1点目の北朝鮮による拉致問題につきまして、国家主権、国民の生命と安全にかかわる重大な問題であるというふうに捉えております。佐渡市におきましても、曾我ひとみさんのお母さん、ミヨシさんがいまだ救出されておられません。国においては全ての拉致被害者が一日も早く帰国できるよう、最大限の努力をしていただきたいというふうに考えております。

2点目の中国漁船によるサンゴ密漁問題であります。日本の領海及び排他的経済水域において、貴重な天然資源である赤サンゴを奪っていく重大な犯罪行為であると認識しております。中国政府への強い申し入れや取り締まりの強化等により、密漁行為は現在のところ減少、終息しているかに思われますが、今後も監視を強化するなど再発は絶対に許さないという毅然とした対応を望んでおります。

東京裁判と首相の靖国神社参拝についてであります。東京裁判については、さまざまの考えがあることは承知しております。政府の公式見解は、サンフランシスコ平和条約においてこの裁判を受託していることからこの裁判に異議を述べる立場にはないとなっており、また首相の靖国神社参拝につきましても外交上の課題もあることから、この2点につきましては見解を申し述べる立場にないというふうに考えております。

もう一点、学校施設の津波浸水予測発表における佐渡市該当校と具体的な対策についてであります。津波による浸水が予測される学校として文部科学省に報告したものは、両津小学校、河崎小学校、小木小学校、小木幼稚園の4施設であります。ですが、その後見直しましたところ、赤泊中学校も該当し、合計5施設となります。なお、小木小学校につきましては平成27年4月より旧小木中学校へ移転しますので、来年度以降は対象外となります。

具体的な対策についてであります。施設の建てかえ、改修等ハード面の整備は計画しておりません。大きな揺れを感じたとき、津波の発生が考えられるときには直ちに高台や校舎、施設等の屋上へ避難できるよう、避難訓練をより一層充実させるということで対応してまいります。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 医師、看護師、介護福祉士等確保の取り組みについてご説明いたします。

薬剤師や看護師等の医療技術者等につきましては奨学資金制度の拡充を行い、将来医療技術者を目指す学生への就学支援をしておるところでございます。また、医師確保については、新潟県に派遣医師数が現状維持できるよう引き続きお願いをしていきます。なお、新潟大学との連携、協力も重要であり、臨床研修医の受け入れを市立病院でも実施しており、引き続き佐渡市との良好な関係が維持できるよう取り組んでまいります。

次に、看護師確保につきましては、チーム佐渡として佐渡総合病院や医師会と官民一体となって養成校

への訪問を実施しております。また、ハローワーク佐渡や病院などの関係機関と検討会も実施しているところがございます。経済的支援としては、島内の医療機関への見学や面接時に要する交通費の助成、就学時の支度金としての補助金や住宅家賃の補助等を実施しているところがございます。

次に、介護福祉士の確保につきましては、平成22年度から社会福祉従事者等資格取得支援補助事業を実施しており、平成26年度までに113の方が利用して資格を取得しているところがございます。しかしながら、島内でも介護員の不足が課題となっており、今後も資格取得支援事業により介護員の確保と介護サービスの質の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明申し上げます。

今年度の世界遺産事業につきまして、先ほど市長が申し上げた3つの項目ですけれども、まず構成資産の保護を目的とした構成資産の文化財指定にことし2つほど申請をいたしました。世界遺産登録のための世界遺産推薦書の作成、これ来年の2月に最終的な学術委員会を経て提出の予定でございます。登録推進のための機運醸成を図る市民の盛り上がりにつきましては、9月以降26の事業を実施しております。また、佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議、現在1,000を超えて1,002になりました。あと、県内の各商工会議所の方々にもいろいろな活動を行っていただいております。それで、先ほど佐渡市世界遺産登録推進議員連盟の主だった活動ということで、ちょっとダブリますけれども、9月7日に富岡製紙場の登録記念式典、約600名が参加しておりますが、これとあわせて富岡製糸場を視察をしまして、9月10日、佐渡市世界遺産登録推進議員連盟による現地視察、大切山坑と南沢疎水道、10月3日、4日にかけて首都圏から70名ほどおいでいただきまして、4日には金の道ウォークを実施いたしました。10月19日、元ユネスコの松浦事務局長もお迎えしまして、佐渡金銀山世界遺産フォーラムを新潟市で行いました。250名の参加です。11月2日、これは初めての試みですけれども、3資産シンポジウムで約500名の参加をいただいております。11月14日には、会長と私とで佐渡を世界遺産にする首都圏の会の役員の方、坂田会長、目黒事務局長とお会いして意見交換をいたしております。12月2日、インド大使館においての交流イベント。特に11月13日につきましては、先ほど市長も申し上げたとおり、文部科学大臣に要望書を提出しております。

この後の事業ですけれども、来年の2月に学術委員会を行い、その後推薦書を提出しますけれども、次年度におきましても5つの専門家会議を実施いたします。また、首都圏での公演会を2回ほど予定しております。金の道サミットも、今現在計画中でございます。あと、小中学校、自治会組織、婦人会、老人会など、各種団体の出前講座と構成資産の現地視察を実施したいと考えております。あと、現地学習会、草刈りボランティアは、引き続き実施をさせていただきます。民間団体への講演会、イベントなどのサポートもしたいと思っておりますし、最近県内外から非常に多くの行政視察を受け入れておりますので、積極的に受け入れ、他県にもこのような状況を知っていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長と教育長の答弁かなり間違っていますが、北方領土になると困りますので、最後に時間があつたら触れたいと思いますが、9月の定例会でも市長は、佐渡にとってトキが大事だから、私たちの運動はなるべくそんなこと言わないで控えるようにという発言がありましたが、それも私は違っている。国家主権とトキとてんびんにかけて判断するなんていうのは、もともと間違っています。

それと、歴史認識というのは非常に大事であって、今までの高校、中学校の教育が、日本は悪い国だったとずっと教えてきたのです。ですから、その子供たちが大人になって、ああ、日本は悪いことやって、世界中に悪いことした、東京裁判も間違っていた。それから、南京も靖国も間違っていたのに、負けたからといって歴史を間違えて教えるような教育はいけないわけで、まさに今市長が言ったような感覚というのは間違いで、それには共通意見を持ってないというふうに私は思っています。主権と佐渡のトキの大事さとはかりにかけるような判断はいけないというふうに思っていますが、話が長くなるので、きょうのメインのテーマは人口減少の対策ですので、そちらに移ります。

最後に時間あつたらとことんやってみたいと思いますが、資料ナンバー5を見てください。壇上でもちょっと触れましたが、佐渡市の人口減少の分析です。死亡者数約1,000人。ずっと変わりありません。多少のはした変わりあります。それで、何ととっても佐渡特有の特徴は出生率はうんと高い。④番、合計特殊出生率県内2番目。⑤番見てください。昭和63年からずっと2位前後で進んでいます。つまり2人の夫婦から2人生まれれば人口減らないはずなのです。ところが、分母の基礎数が減っているから、率は非常に高いところにいるけれども、出生者数がどんどん、どんどんと減少していて、③番、過去3年間見るだけでも生まれた数が418人から去年は337人まで減っている。ここにこ入れが必要というのが市長のタウンミーティングDVDで見せてもらいましたが、ちょっと抜けている。高卒者500人前後毎年います。この前の新聞のように、そのうち100人が島の中で就職してくれています。400人が佐渡弁でいうと旅へ出ます。そのうちの94%が大学とか専門学校の進学なのですが、その彼らが、学校を卒業してすぐの人もいれば、東京で生活をして10年たってからの人もいますが、コンスタントに100人戻っている、Uターン。そうすると、純減が300人。私はここへこ入れをしないと、佐渡の人口減少の対策はできないというふうに思っています。

市長と同じ考えなのは、やっぱり教育だと思います。他人のこと言うといろいろ差しさわりがあるので、自分のことを言いますが、私新潟県立興農館高等学校という学校を出ました。農業自営者養成の高校です。そこを出た卒業生、今95%以上が生まれた土地で就農しています。まさに教育です。その人たちが、私は一概にいいとは言わないのです。私も実はUターン者なのですが、高校を卒業して、島外へ出て、勉強したり、経験を積んでくることは非常に大事。だから、どんどん出ればいいと思う。出ればいいけれども、高校なり中学の特に家庭教育大事であって、旅で、都会で一旗揚げるなら佐渡で揚げるというふうな家庭教育を含めた教育が必要です。同じ一旗揚げるのなら佐渡で一番になってみるというふうに私は教えられました、親から。1番にはなれませんが、そういう教育が全く足りない。今の親たちは、学校も含めてですが、「佐渡なんかだめだ。とにかく職種もないし、給料も安いし、おまえ旅出たら佐渡なんか帰ってこなくてもいい。帰るな。うちは俺の代で絶えてもいい」というような教育をがががんしています。帰るはずがありません。ですから、市長がタウンミーティングで言っているように、郷土愛を育む家庭教育と学校教育は非常に大事。そこがメインだと思っています。

佐渡の優秀な頭脳を佐渡市に集めれば、起業する人もいるし、それから組織も会社もやっぱり優秀な人集まれば絶対に伸びるわけですから、そこにてこ入れをしていかなければいけない。嫁さんを見つげるとか大事です。それから、子育てしやすい環境をつくれというのも大事ですけども、それは2番目、3番目。一番大事なのは私が今言ったようなことであろうというふうに思っていますが、私は本当に反省しているのです。新潟県立興農館高等学校という学校は普通教育何もないものですから、卒業してからちょっと外国にいたのですが、中学校程度の英語しか使えない。この前インド大使館で久しぶりにちょっと英語を話しましたが、普通高校を出て、上の学校で難しい単語をしゃべれるようになったほうが人生豊かですから、やっぱりそういう向こうへ出て、経験して、その経験を持って佐渡へ帰ってもらいたいというふうに思いますが、市長いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全くそのとおりでありまして、私もそういうふうに行っているつもりであります。ただ、教育というのは絶対に必要だということでありまして、したがって、何度も申し上げますが、キャリア教育等で今一生懸命頑張っています。ただ、残念ながら教育というのは結果が出るのが遅いのですよ、はっきり言いまして。結果が出るのが遅い。したがって、それだけを行っているわけにいかないの、いわゆる結婚から就業というもので、ここで過ごしやすい、生活しやすい環境整備ということもあわせてやっていかなければならないと思っています。

それからもう一つは、出生率の問題があります。これはもう数字で出ているわけでありまして、ただし、それはいかに出生率が高くとも、分母といいますか、それが少なければこれは何にもならぬわけでありまして。その方々が佐渡に大勢来てくれるというためにも生活しやすいというものは同時にやっていかなければならないと、こういうふうに考えています。

なお、新潟県立興農館高等学校というような話がございましたけれども、私も新潟県立興農館高等学校に在籍してわかりますが、設立当初多分今新潟県で農業を引っ張って行っている人の90%以上は当時の新潟県立興農館高等学校卒の人たちだと思っています。ただ、それは時代もあったわけです。もちろん親の教育もありましたけれども、時代もあったと思っています。今の興農館教育というのはなくなりましたけれども、最後のほうの興農館教育がだんだんなくなってきたというのもそういうところの問題、時代がある。政治の問題もあるでしょうけれども、そういうところもあったということでありまして。しかしながら、何を言おうとも議員がおっしゃっていることはそのとおりだと思っていますし、私もそういうふうに行っているつもりであります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長に1つだけ、ここに8つ書いておきましたが、一番下は佐渡市地域おこし協力隊の女の人が近所へ来たものですから、ちょっと2時まで酒飲んだときに、これが一番アピールするので、これ一番大事だと言ったので、追加で8番書いておきましたが、私が市長に提案したいのは、若い者とかUターンとかIターン者の意見をまず聞いてみてください。行政が考える、我々議員が考えることと全く違うこと言うし、どうして魅力を持って佐渡に渡ってもらえるかという話をこちらへ帰った人に、佐渡以

外の人、それから佐渡に住んでいる若い人たちの意見をまず聞いてもらいたいということを注文しておきます。

飛ばしていきます、あと15分。農業政策ですが、資料ナンバー6、市長の積み算と私の試算が多少値段が違うように思いましたが、私は私の数字が全く正しいと思っているので、この資料でいきますが、ここに書いておいたように、国も農林水産省も動いていますが、とにかく年内、来月の6月までは私の資料でいくと全ての農家が1反歩3万1,000円去年より少ない。つまり14万のうちに3万1,000円少ないということになると、もうそれはそれでもうけの分が全部ないわけです。来年6月になってならし対策が入る。それまではまだ半年以上ありますから、年が越せないという声を頻繁に聞くわけでありましたが、3万ということは、1町歩で30万、10町歩やっていると300万円違うのですよ、同じ米の量を出して。ですから、これはどうしてももっとPRをして、農業協同組合でも政府でも無利子で融資を、これを担保に貸してくれるというわけですから、年越せるように、佐渡市もあと2週間ぐらいで年末になりますが、もっと宣伝してやっていただきたいというふうに思います。

それと、これは私テレビでもちょっと言ったのですが、認定農業者の佐渡の会長を長年やっていたが、そのときに上部機関の皆さんに陳情なり、要望したことがあるのですが、米が余っているから減反政策が必要であって米の値段が安くなっているのである。ならば、海外援助で、ODAで出せばいいではないかと。それ返事来るの相当時間かかったのですが、やっぱり日本の企業が向こうへ行って橋かけたりダムつくって、日本の内需の産業と同じことをやっているの、なかなか政府が言うことを聞かないというような話を聞きましたし、でも一番最後のページ、資料ナンバー7を見ると、政党によってはやっぱり余剰米の買い上げ、日本共産党も言っていますし、それから私は佐渡だけ減反廃止したらどうかと。JAの協力要りますが、思っています。佐渡米は1番はとれないけれども、3番以内に必ず入っている米でありますから、佐渡だけ、減反は今法律で自由ですから、つくるだけつくらせて耕作放棄地もなくして売る、それが大事というふうに2つとも難しい提案なのですが、市長どうお考えですか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 日本で米が余っているというのは、食生活も変わってまいりましたし、消費量が減っているということ、これは否めない事実なのであります。したがって、米は余る。そのことについて国の施策としては米以外のものに対応するという政策もやっていますが、そう簡単にはいきません。日本の気象条件からして、あれは土地条件からして、そう簡単にはいかない。では、余ったものをODA、いわゆる後進国に対してその支援をするということ、私もいつかそのことは国に対しても話をしたことがある。ただ、これできないのですよ、その当時の答えは。それは何であるかということ、ただでやるというわけにいかないのです。ただでやると、それでなくとも怠け癖があるところをあの人たちは余計仕事をしなくなるのだという話なのです。だから、一定のお金をいただかなければならない、ODAの。そのお金がないのだということでありまして。したがって、そういう後進国の場合の産業構造から立て直していかなければならない、こういうことでもあります。

それから、今の、これは一部そうではなくて、自分で自分の農産物を自力で売ってくるという形態、これは私は正しいと思っているのですが、そういうものが一部出てきておりますけれども、特に佐渡の場合

は大半が農業協同組合系統に出しております。そういう中において、生産調整をやめるということについては現仕組みの中においては無理があるというふうに考えております。したがって、今月18日も両農業協同組合の組合長を呼んでいるのですけれども、その中でどういう支援策、どういう対応をするかということでありますが、いずれにいたしましても、言葉はどうかわかりませんが、なるべく自主的に販売できる、そういう体制というのはとっていく、そうすれば減反ということも、いわゆる生産調整ということも明るい方向に向いていくのだらうと思っています。そういうものについて一生懸命ご支援を申し上げているというのが今佐渡市の実態でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 資料ナンバー6の④を見てください。今、これあるデータ引っ張ったのですが、農業所得に占める補助率が日本16%。戸別所得補償なくなる平成30年以降は、このままいくと11%になる。ほかのところは、ほとんどアメリカもEU諸国も50%以上で、デカップリングという名前でやっている。日本は全く行政が、国が補填をしてくれない。これでできるはずがありません。農業軽視もいかげんにしてほしい。戸別所得補償制度も何回も国会に提案したけれども、与党がうんと言わないからだめになっていますが、私は世界の先進国並みの所得補償はどうでも必要だというふうに思っているところなのです。

それで、市長がやっていることが1つ私わからないことがあります。大体農業政策はわかるのですが、市長一生懸命、三越だ、ローソンだ、阪急デパートへ売り込みかけています。ところが、ちょっと答弁であったように、農業協同組合が8割以上の集荷率を占めている中で、そんなところへぼつんぼつんとほんの100分の1か、1,000分の1か、万分の1売ったって多くの佐渡の農民が豊かにならない。それを、いや、あこへ売った、ここへ売ったといって自慢げに話をするけれども、全体の農家の底上げにならないのではないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それは全体の改革にはなりません。農業協同組合がある以上はなりません。だから、農業協同組合改革というのが今議論をされているわけであります。しかし、では農業協同組合が8割以上を占めている今の佐渡における農業形態の中で、そうではない残りの2割の人たちは自分で売ろうとして努力をしているのです。その人たちが一番今困っているのは、セーフティーネットなのです。つまり相手、買ってくれるところというのは商売人なのです。だから、生産者というのは全く商売に関しては素人なのです。そういうところと太刀打ちがいかない。そのところに真ん中で公というものが入ってそれを橋渡しをすることによって、たった2割かもしれぬけれども、その人たちは助かるのだ。その2割というものの声が上がっていけば2割5分になって3割になっていくはずなので、それを農業協同組合改革とあわせて今やっていかなければならないのであって、それは農業協同組合改革が今行われる、あれどうなるかわかりませんが、それをずっと待っているというのなら何にもならないわけでありますから、私はそういう気持ちで今やっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 気持ちはわかりました。でも、2割とか1割なんてとんでもない話であって、ほんの1%か0.5%ぐらいだと思います。それでは佐渡の農家の底上げにはならない。ですから、その辺も考えてもっと多くの農家が助かるようにするためには船運賃の無料化だと思うのです。

そこで質問します。離島のハンディの一番大きいのは船運賃です。離島活性化交付金というのは、市長よくご存じのように、鷲尾代議士が先頭に立ってやっと制度化した事業でした。自民党も引き継いでくれて大変ありがたいというふうに思っていますが、これに対する補助率と補助金額を教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今の流通経費というのは……

〔「市長わからんきゃ農林水産課長でもいいですよ。市長、わかるのか」と呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） いや、まず概略申し上げます。運賃というの約600円なのです、60キロ当たり。運賃全体が。そのうち船運賃というのが257円なのです、船運賃というの。その2分の1が今離島活性化交付金という形で出ていると。ここのところが土台になっているわけであります。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明をいたします。

まず、国と市のほうで、米の場合ですとこれを使う活性化協議会をJA、それから行政を含めた形で立ち上げております。事業費、運賃の総額、これの3分の1ずつを国と市が持ち寄り協議会のほうで使っていただくわけですが、この中には原資の4分の3を海上運賃のほうに、それから4分の1を販売活動支援のほうに充ててございます。

以上です。

〔「金額も聞いております」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（山本雅明君） 済みません。昨年度の海上輸送費につきましては、総額6,179万6,000円でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 総額で6,100万補助しているうちの半分が佐渡市という意味ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

この総額の3分の1が佐渡市、それから3分の1が国ということになります。

〔「違うだろう。補助の総額が6,100万なら国と佐渡市が半々に持っているんじゃないのか」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

この協議会に補助を出す場合の離島活性化交付金の規定からいきますと、国が3分の1、市が3分の1

ということになっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 佐渡市は、予算的に補助額幾らを出しているの。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明します。

今申し上げた約6,000万のうち3分の1ずつ佐渡市と国が出しますので、その合計で4,010万円を補助しますので、3分の1、3分の1ということで国と県と約2,000万ずつこの協議会に補助することになります。うち、海上輸送費支援として補助するのが3,080万ということです。これ6,000万の2分の1でございます。では、4,010万と3,080万の違いにつきまして約900万ございますが、これについては総額の6分の1を販売促進事業費として、海外販路拡大、朱鷺と暮らす郷の米穀店の割引拡大、PR事業などに活用して、もし万が一この事業が終わっても佐渡米が有利販売できるような仕組みづくりを今協議会として取り組んでいるというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 今言った金額は、米と魚と果物と原木、4品目合計で幾ら。佐渡市が持っている金は。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

今のは米だけでございます。米が約2,000万。果樹につきましては、佐渡市が持っているのが630万でございます。魚介類につきましては330万で、木材につきましては本年度からでございますので、まだ実績等が出ていないという状況でございます。これ済みません。平成25年度の実績でございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長、島外から入ってくるものも船運賃かかって、佐渡の第1次産業が余計負担しているのですが、こっちから出るの今金額を聞けば、あと3,000万足せば全て無料にできるという話ですから、それどうですか。前から私お願いしているけれども。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 計算上からいけば半分出ているわけですから、その倍のものにすればゼロになると、こういう計算になります。私もさっきちょっと申し上げ、18日の日には両農業協同組合長も呼んでいるのですけれども、私は行政がここまで今やっているわけですから、農家の代表たる農業協同組合がもうちょっとやっていいのではないかと、手数料ばかり稼ぐのではなくて。そこのところをやっぱり気持ちを変えてもらわないと困るのです。この辺は今回18日にはやろうと思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） あと、今2,000万出しているのを3,000万出せば全部船運賃4品目無料になるわけで、それは佐渡市としてやれませんか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 計算上はできるのですが、では農業協同組合の手数料を落とせばいい。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 今のやつ、離島活性化交付金がいつまで続くかわかりませんが、続いたとしてあと3,000万出せば第1次産業の4品目が船運賃かけないで本土へ行けるということですから、佐渡市としてやってみませんか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、佐渡市として佐渡の1次産業というのは重要であります。そのことをどういう形で施策に結びつけていくのかというと、さっき議員がおっしゃっていましたが、国別の農業補助とかこういうものがある。これに対して佐渡は、佐渡独自に佐渡版の所得補償というものもやっているわけです。つまり農業者とかそういう人たちが安心して営農が取り組めるようにできる仕組みというもの、これは単なる船運賃だけではないのです。そういうところを抜本的に改革をしていかなければいけない。そこはやっぱり行政としてやるべきだと。船運賃なんていうのは、これは農業協同組合の仕事ですよ、はっきり言って。本来ならば。私はそう思っています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） もう平行線です。農業協同組合の仕事ではないというの。これは行政の仕事。検討してみてください。これ以上言ってもずっと平行線。

農林水産課長、色彩選別機、個人で導入できる方法があると9月定例会で市長が答弁していましたが、どういう方法があるのですか。補助体制。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 色彩選別機を通せば必ず品質がよくなるのです。これはもう当たり前のことであります。ただし、今の色彩選別機の価格からしますと、これはいろんな計算方法があるのですけれども、やっぱり7町歩ぐらい、7ヘクタールぐらいの経営でないと採算合わないのです。したがって、それ以下の人たちのものの色彩選別機を通すような仕組みが今できないのかどうか、それ以上大きい人はいいのですけれども、できないのかということは今検討をさせているということです。

○議長（根岸勇雄君） 質問許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） これは通告しておきましたから、どういう補助制度があるか答弁してください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

まず、国の経営体育成支援事業、それから県単のリース事業、それと佐渡市の地域農業システムによる導入が可能かというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） あれだけ事前にうその答弁するなと言っておいたのにまたでたらめ答弁している。ばかなものだな。経営体育成事業は、個人対応できないでしょう。私教えたではないの。それから、県単事業も3分の1補助だけれども、個人向けはないでしょう。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

まず、県の県単事業につきましては、リース会社が購入といいますか、補助対象にはなりませんけれども、リースを受けて認定農業者であれば機械のリースが可能というふうなことで個人対応がきくというふうに理解をしたところです。

〔「経営体は」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（山本雅明君） 経営体育成支援事業につきましても、融資主体補助型ということで、中心経営体等が融資を受けるという意味で、中心的なそういった経営体であれば個人の方でも受けられるというふうな認識でおります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） こんなところで論議して時間をもったいないけれども、経営体というの教えておいたのにあれは10分の3の補助なのだけれども、あくまでも経営体でないと、農家3戸以上が前提でしょう。それから、県単も農業機械のリース事業はまだ別問題で、あなたが県の農林水産業振興事業でできる、県単事業でできるというのは、第三セクターか、法人か、農業協同組合、市町村しか対応できないでしょう。

それから、地域農業システム、これ今地域農業システムが設立、構築されている集落どこがありますか、島内で。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

済みません。2カ所ということで聞いており、そのうちの一つは達者という集落だということ……

〔「どことどこだ……」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（山本雅明君） もう一つは済みません。ちょっと存じておりません。申しわけありません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 地域農業システムつくるのに最低3年かかります。

それで、その集落達者と野浦だと思うが、全戸の了解なければ個人に入らないのですよ、どんな機械も。今1,000万予算組んでいるうち、では色彩選別機入れたところありますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

ございません。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） だから、できない事業を羅列したってだめなので、今佐渡では色彩選別機入れたら全部もう間違いなく1等米になりますよ。だから、佐渡の米とにかくレベルアップするには色彩選別機1台でも多く入れたほうがいいのだけれども、できない事業を答弁してはだめ。もう一回答弁して。今の佐渡のシステムの中では、補助事業はありません。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

あくまでも、地域農業システムに限っていえば、個人の方がその中心的な経営体と位置づけられるということであればなるのだとっております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 地域農業システムは立ち上げるのに補助金あるけれども、最低3年、5年かかるでしょうというの。その中で、担い手に認めてもらわないと機械が入らないの。つまり個人対応ではなかなか入らない。30軒の農家で取り組むなら30軒の農家の全員の同意がないと取り組めないでしょう。つまり実質的にはこれは取り組む可能性は、あなたが言ったように色彩選別機入れているところどこもない。入れられないの。色彩選別機なんていうのは個人で使う品物だから。トラクターなんかは、コンバインなんかは兼業農家と専業農家いれば平日にやったりとったりできるけれども、色彩選別機はできないの。ですから、今佐渡の中では色彩選別機の補助制度はない。もう一回答弁。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

山本農林水産課長。

○農林水産課長（山本雅明君） ご説明いたします。

そういう年数もかかるということ、それから経営体に位置づけても仲間で使わなければならないという縛りがあるということであれば、色彩選別機導入は難しいのかなというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） もうちょっとあなた勉強したらいいわ。

次行きます。教育長、最後に時間あったら……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○23番（近藤和義君） うん、やらなければならないのだ、東京裁判と。

これは、教育長後で貸せるわ。外国人識者45人が、学者が書いた、東京裁判全部間違いだと言っているし、「教科書が絶対に教えない東京裁判」というのを後で貸しますから、教育に使って、読んで。

さて、温泉施設ですが、温泉施設は借りる者おらなければ、事業者がいなければ、結果的には解体して撤去するという話です。今の進捗状況、本当に正直なところどうですか、とりあえず4つ。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

社会福祉協議会から返ってくる4つの施設ということで理解しておりますけれども、ワイドブルー相川、それから畑野の松泉閣、それから新穂の湧上温泉、それから金井の金北の里ということですが、これらについては私どものほうでいろいろとやれるところがあるかというところで、実際にいろんなところで調査をさせてもらっているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） いやいや、言えないなら言えないでもいいですが、提案を市長に2つします。

まず1つ、なかなか赤字の施設を受ける事業者を見つけるの難しいと思いますが、固定資産税は免除になるのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 副市長を中心にしてその温泉をどうするかということを今やっているのですが、私が指示をしているのは、基本的には運営費を補助するということはだめだよと。これは絶対だめですと。それから、途中を省きますが、いわゆる温泉の中に入るだけではなくて、福祉とか、地域振興とか、あるいはそういう視点で考えてくださいと。もう一つは、固定資産税という話がありましたけれども、我々が地域政策とか、福祉とか、視点だけで考えた場合に、そういういろんなクリアをしていかなければならない、あるいは我々のほうでサポートをして、支援をしていかなければならない、そういうものを見つけ出してくださいよということを書いて、今なかなか言われたいというのだけれども、要するに結論はそういうことで今指示をいたしているということです。

〔「固定資産税はどうですかと……」と呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） だから、それも含めています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 社会福祉協議会が5年預かって、3年補助金をもらって、あと残りの2年は固定資産税免除になっていましたから、新しい事業者見つかったら固定資産税を免除、企業誘致条例みたいなも

ので、3年間とか一定期間免除すべきです。

もう一つ、行政が何やるか知らぬけれども、どこかへ温泉券でも配るのだと思いますが、私の別紙見てください、近藤資料別紙。これは新潟日報の10月31日の記事なのですが、健康診断を受けた人などへ現金や賞品を贈る取り組みが全国的にふえている。膨れ上がる医療費を少しでも抑えるのが狙いで、国も来年の通常国会で関連法案提出すると、こう書いてあります。岡山県総社市、そこの片岡市長は、寝たきりの患者1人で年間医療費は100万円かかる、それを防げるなら安いというふうなことで、宮崎県高鍋町も何だかんだ、県内でも特典続々と。妙高市、阿賀野市、三条市、十日町市始めています。これ温泉券配ったらどうですか、入湯券。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほども、以前にも申し上げましたけれども、老人クラブの会長さんと今話もいたしております。議員がお考えになっている温泉券も、その中に含まれています。いろんなことを今考えながら利用者がどうしたら利用できるかということの視点に立って考える、こういうことで今進めています。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） これ市長よく見て。ここに、阿賀野市、実際に温泉の入浴券配っている。配ることによって検診を受ける人がどんとふえる。おまけに入湯券ももらえば、そこでまた健康になれる。ダブル効果なのです。もう一回答弁して。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 阿賀野市の市長ともよくどういう実績が上がっているのについては勉強させてもらっていますが、そこが考えている、そこがというのは阿賀野市が考えているようなことも含めまして今検討しているということです。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 廃屋の数と割合を通告しておきましたので、教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

空き家、廃屋につきまして、平成22年度に1度調査しております。その数値でご説明させていただきますけれども、改修が必要なもの、そのほかに廃屋という状況のものを二通り調査しておりますけれども、合計しまして313軒が当時廃屋の状況の数でございますし、そのほかにその内数としまして道路に面して危険な状況にあるというものが120軒ほどございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 世界遺産を目指しているのに、あちこちに300軒も廃屋があって潰れそうになっているというのは改善が必要ですが、今の佐渡市の補助制度の中で何軒分、幾ら組んで、実績はどうなっています。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

平成26年度につきまして、予算額1,000万予算計上しております。申請件数につきましては18件、同じ18件について交付決定しております。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 市長、これ1,000万組んで、半分の補助やって、上限50万になっています。ところが、このやり方では年間18軒なり20軒しかできないので、短期に解消ができない。そこで、手の内を環境対策課長に示しておきましたが、秋田県内の全部の市町村では各市町村と秋田銀行の間で覚書を締結して空き家解体ローンというのを組んでいる。特別低金利ローンで、例えば100万小さいうち壊すのにかかるのに、50万を補助、あと残りの50万を低金利融資するというふうなことを佐渡でもできませんか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私はもともと自分の住んでいる家というのはいわゆる私有財産でありますから、それに対して補助をするというものについてはいかがなものかというのは実は考えがあったのです。したがって、これはやっぱり個人、さっきのあれ、今度の色彩選別機はちょっと考えますけれども、いわゆる個人補助というのがない理由はそこなのであります、全てのものが。私はこの住宅についても同じことが言えるので、こういう融資制度をつくって、それを利子助成をするぐらいのことならいいのではないかという考えは持っておりましたし、現に今その話はしているところであります、このことについては。環境対策課長からその話を聞きまして、それは現に話をしている段階であります。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 何か法律が速達型のががやきであるらしくて、金出した自治体にはとめなければならぬ、新幹線を。その法律違反だと知事は9月の定例会で答弁しています。市長はそれ意味がわかりますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 速達型をとめるというのは法律違反ということですか。私は……

〔「逆、とめない」と呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） とめないのはね。それはやっぱり糸魚川から始まって上越、佐渡一帯が、そこにお客が乗りおりするというものをふやせばおのずとJRはとめるはずです。だから、そこをやっぱり狙って

いく。私知事が何を言ったかわかりませんが、多分知事はそれだけの負担を出しているからというのかと思いますけれども。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 原則各県速達型も1駅とめなければならぬというのを裏切られたと、こう言っているのです。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

8月27日に北陸新幹線の運行体系について発表があった際の知事コメントの中に記載があります。「現行制度において、新幹線建設負担金は建設距離に応じた負担となっています。全国新幹線鉄道整備法では、建設費の地方負担を定めることに鑑み、新幹線の整備が地域振興に資するものであることを明らかにしています。したがって、地方負担に応じた便益が提供されないのは法の趣旨に反している」というようなコメントがございます。

○議長（根岸勇雄君） 質問を許します。

近藤和義君。

○23番（近藤和義君） ジェットフォイルの便数がえらい少なくなるというのは、上越新幹線の客が少なくなって北陸新幹線へ乗りかえるので、少なくなったということですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） これは、佐渡汽船の経営の問題だというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後 3時40分 休憩

午後 3時49分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第156号から議案第169号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、議案第156号から議案第169号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第156号から議案第158号までは関連した議案でございますので、一括してご説明を申し上げます。議案第156号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第157号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、議案第158号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上、3議案は、本年の人事院勧告を踏まえ、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当に関し、関係する条例の一部改正を行うものであります。改正内容は、12月の支給月数を0.15月引き上げること、また次年度においては年間の支給月額を本年度の支給月数に引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第159号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年の新潟県人事委員会勧告に基づき、条例の一部改正を行うものであります。改正内容は、若年層における給料表の引き上げ、医師の給料表の引き上げ及び初任給調整手当の引き上げ並びに12月の勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げることについて、所要の改正を行うものであります。

議案第160号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8,551万4,000円を追加し、予算総額を488億9,971万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税、諸収入の増額計上、歳出では人事院勧告等に伴う佐渡市職員の給与に関する条例等の一部改正による人件費の増額を予算計上するほか、源泉所得税の徴収不足に伴う追加納付に要する経費を予算計上するものであります。議案第161号から議案第169号までの議案につきましては、いずれも人事院勧告等に伴う佐渡市職員の給与に関係する条例の一部改正による人件費の増額を予算計上するものであります。

議案第161号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ37万6,000円を追加し、予算総額を71億7,382万2,000円とするものであります。

議案第162号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ24万3,000円を追加し、予算総額を7億3,951万3,000円とするものであります。

議案第163号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ67万8,000円を追加し、予算総額を85億2,142万6,000円とするものであります。

議案第164号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ93万4,000円を追加し、予算総額を10億9,434万8,000円とするものであります。

議案第165号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ98万3,000円を追加し、予算総額を33億5,714万5,000円とするものであります。

議案第166号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ262万2,000円を追加し、予算総額を4億7,727万7,000円とするものであります。

議案第167号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ276万7,000円を追加し、予算総額を6億1,010万円とするものであります。

議案第168号 平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的支出に1,210万8,000円を追加し、支出総額を25億214万円とするものであります。

議案第169号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的支出に107万3,000円を追加をし、支出総額を16億9,860万8,000円とし、また資本的支出に20万9,000円を追加

し、支出総額を13億9,220万2,000円とするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い質疑に入ります。

議案第156号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第156号についての質疑を終結いたします。

議案第157号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第157号についての質疑を終結いたします。

議案第158号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第158号についての質疑を終結いたします。

議案第159号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第159号についての質疑を終結いたします。

議案第160号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第160号についての質疑を終結いたします。

議案第161号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第161号についての質疑を終結いたします。

議案第162号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第162号についての質疑を終結いたします。

議案第163号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第163号についての質疑を終結いたします。

議案第164号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第164号についての質疑を終結いたします。

議案第165号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第165号についての質疑を終結いたします。

議案第166号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第166号についての質疑を終結いたします。

議案第167号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第167号についての質疑を終結いたします。

議案第168号 平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第168号についての質疑を終結いたします。

議案第169号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第169号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第156号から169号までについては、お手元に配付してあります委員会追加付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（根岸勇雄君） 本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、24日午後2時から今期定例会最終日の議事を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時01分 散会